

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 元

- 1 日時
平成 26 年 7 月 3 日（木曜日）
午前 10 時開会、午後 5 時 16 分散会
（うち休憩 午前 10 時 16 分～午前 10 時 18 分、午前 11 時 2 分から午前 11 時 11 分、
午後 0 時 5 分～午後 1 時 1 分、午後 3 時 10 分～午後 3 時 13 分）
- 2 場所
第 3 委員会室
- 3 出席委員
高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、引屋敷担当書記、高橋併任書記、蛇口併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 教育委員会
高橋教育長、八重樫教育次長兼教育企画室長、平賀教育次長兼学校教育室長、
金田参事兼教職員課総括課長、小畑予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、松葉主任指導主事兼特命課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、
佐々木特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
山形首席経営指導主事県立学校人事課長
 - (2) 商工労働観光部
橋本商工労働観光部長、菅原副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
永井企画課長、山村経営支援課総括課長、
鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長、佐藤自動車産業振興課長、
佐藤産業経済交流課総括課長、岩渕観光課総括課長、

飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長

7 一般傍聴者

6人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(請願陳情)

受理番号第 117 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

(議案)

議案第 2 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 2 号)

(請願陳情)

受理番号第 111 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための請願

受理番号第 119 号 岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めることについて請願

(2) 商工労働観光部審査関係

(議案)

議案第 2 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例及び特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○高橋元委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります、受理番号第 117 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願については、当委員会のほか総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うことといたしておりますので御了承願います。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 冒頭お時間をいただきまして大変申しわけございません。教職員の不祥事案について、改めまして御報告とおわびを申し上げたいと思います。

一関市内の小学校に勤務する教員が 5 月 11 日に児童ポルノ禁止法違反、これは映像の提

供ということでございましたけれども、それにより逮捕された事案についてでございますけれども、その後、6月1日に、強制わいせつ罪、それから児童ポルノ禁止法違反、これは映像の製造ということでございますが、それにより再逮捕され、6月20日に起訴されるという事案が発生いたしております。

県教育委員会としての今後の対応でございますけれども、当該職員は、現在も拘留中でございます。接見も限定的にしか行うことができておりませんので、まだ十分な事実確認ができていないところでございます。本人が拘留中に作成いたしました顛末書によりますと、18歳未満である被害者女性に対してわいせつな行為をしたということと、それをデジタルカメラで撮影したという事実については本人も認めているところでございます。

今後の裁判の進行状況なども注視していく必要がございますけれども、事実とすれば教職員として許されない非違行為でございます。本人と改めて接見するなどして事実確認を進め、これらの事実が明らかになれば、速やかに法令等に照らして厳正に対応する考えでございます。加えまして、不祥事防止に今後なお一層努めてまいりたいと考えております。

東日本大震災津波から3年余が過ぎまして、復興に向けて一丸となって取り組んでいる中、学校現場の教職員が非違行為により逮捕、起訴されている事態が発生したことは教育に対する信頼を大きく損ねるものでございまして、まことに申しわけなく、この場をおかりしておわび申し上げます。

いずれにいたしましても、こうした状況を深刻に受けとめまして、教育委員会全体が一丸となって県民の皆様への信頼回復に努力してまいりたい所存でございます。大変申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 それでは、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第117号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願を議題といたします。なお、当委員会に付託部分は請願項目のうち、10でありますので御了承願います。当局の参考説明を求めます。

○金田参事兼教職員課総括課長 10の義務教育国庫負担金についてでございますけれども、この負担金は義務教育保障の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等と、その水準の維持向上を図ることを目的としてできている制度でございます。その制度につきましては、平成17年度まで国庫負担率が2分の1でございましたけれども、いわゆる三位一体の改革により、平成18年度から国庫負担割合が3分の1に引き下げられ、減額分につきましては、個人住民税として税源移譲されているところでございます。

当該国庫負担の引き下げに当たっての政府与党合意におきましては、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされているところであり、現段階で国においてさらなる負担割合の引き下げ等について、特に議論はなされていないというふうに承知してございます。

本県といたしましては、義務教育については地方の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、より柔軟な仕組みが検討されるとともに、その財源につきましては、国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 今の説明で、三位一体改革で国庫負担率が3分の1に削減をされた。一方で、税源移譲がされたという話がありました。恐らく税源移譲の分は交付税という形で措置されるということだと思いますが、総額として2分の1補助に見合った交付税措置が行われてきたのかどうか。いかがですか。

○金田参事兼教職員課総括課長 平成18年度から3分の1という負担割合になったわけですが、その当時の所得譲与税として、約226億円程度、県のほうに入っているというふうに試算しております。平成19年度以降は個人住民税として税源移譲されておりますので、毎年税金の多寡によって多少動いているわけでございます。それで、いずれ200億円以上はあるものと考えておりますけれども、負担割合が3分の1になった影響額でございますけれども、最近の比較でいきますと、105億から106億程度という金額になってございまして、その下げた分の影響部分以上には来ているという形にはなってございます。

○斉藤信委員 そんなうまい話ではないと思うのですよ。税源移譲分が全部教育に回っているのかということだってあるでしょう。教育だけではないでしょう。大体100億円削減されて200億円来るなんて話はないではないですか。だから、県の教育委員会の予算として平成18年度以降、減少するということはなかったのか。これは生徒数の減少で、その分減らされることはあるかもしれないけれども、それ以外の要因で減らされることはなかったのか。教育委員会の予算のほとんどは人件費でしょう。減らせないものなのですよ。3分の1にして税源移譲したというのは、何か積極的な意味があったのかどうか。私は改めてそこもお聞きしたい。

○高橋教育長 三位一体改革の関係で、特定財源から一般財源のほうに振り変わったということでございまして、理論上はただいま教職員課総括課長のほうから申し上げたとおりでございますけれども、やはり我々とすれば、特定財源として明らかにする、その財源を確保するということが極めて大事な視点だというように思っておりまして、そういう意味で、3分の1に軽減された負担額を元に戻してほしいという要請をこれまでも繰り返してきているところであります。今後ともそういう主張をしつつ、教育の水準の維持向上に向けて、財源の確保に努めていきたいというふうに思います。

○斉藤信委員 小泉内閣のときの三位一体改革というのは、本当に地方財政の危機をもたらしたのです。社会保障を大幅に削減したというのと、交付税総額を大幅に減らしたのです。それで市町村合併が進んだという、やっつけでいけなくなるという、そういう状況を客観的につくって、今10年たって、その矛盾が実は市町村合併で起きているわけです。合併算定替えが10年で終わる、交付税が大体20億円から30億円減らされるのです。それで

何ともならないという話が本会議の議論でもあったところでもありますけれどもね。

私は、こういう改悪というのは本当に問題だったと思うし、そういう意味で義務教育費の国庫負担、本来なら2分の1に戻すのが筋で、ここは削減しないというやさしい要望になっているけれども、この点を踏まえて、繰り返し対応していくことが必要だと。

○**神崎浩之委員** 本請願は、被災地の本格復興を推進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求めているということですが、内容が10項目にわたっておりまして、さまざまな部局にまたがっているということでもあります。我々のほうからすれば、10項目めについては、特に同趣旨の請願も出ているということで、請願の出し方としての的を絞って、総括的に出すのではなくということを取り下げて、出し直していただきたいというような希望があります。そこで、継続を求めたいと思います。

○**斉藤信委員** 今の神崎委員の発言、やっぱり問題だと思うのですよ。請願者は、審議する我々と請願者の立場とは違って、請願権というのは、県民に認められた権利ですよ、県政に参画する。だから県民の側からすれば、どこの所管かは関係ないのです。請願者がどういった切実な要望を持って請願を出すかという、それを我々が委員会に分けて審議するというのは決して矛盾することでも何でもないもので、項目が多いから取り下げるべきだというのは、これは請願権に対する理解不足だと私は思いますよ。それは指摘だけにとどめておきます。

○**高橋元委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 採択と継続との御意見があります。

それでは、もう一度話をさせていただきますが、本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず、継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**高橋元委員長** 起立少数であります。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**高橋元委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋元委員長** 再開いたします。

本請願は、総務委員会においては、まだ審査中とのことでもあります。これより意見書の

検討に入るわけでありますが、総務委員会の審査状況によっては内容が変わることも考えられますことから、本請願の審査を一旦中断し、議案の審査を先に行うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、さよう決定いたしました。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の8ページをごらん願います。議案第2号の平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費の1項教育総務費及び7項保健体育費の合わせて1,001万円を増額しようとするものであります。その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の24ページをお開き願います。10款教育費1項教育総務費4目教育指導費のいわての復興教育推進支援事業費は、本年8月にフランスのパリで開催されるOECD東北スクールによる東北復興祭において、本県の復興の状況や魅力を発信するための経費について補正しようとするものであります。

25ページにまいりまして、7項保健体育費2目体育振興費の第18回アジアマスターズ陸上競技選手権大会開催費補助は、本年9月に北上市で開催される当大会の運営費に対して補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 1点だけ。教育指導費のほうの補正ですが、OECDの東北スクール、東北復興祭はパリでということですが、具体的にどういった方々が派遣をされ、どういった形で復興の状況を発信されるのかお示しいただきたいと思えます。

○石田学校企画課長 OECD東北スクールの復興祭の件でございますけれども、OECD東北スクールの目的でございますけれども、当初震災後、平成23年4月、OECDの事務総長が来日いたしまして、東北の復興に協力することを約束し、その後、OECDでは文部科学省、それから福島大学と協議を重ね、東北プロジェクト、OECD東北スクールが生まれたものでございます。

このOECDの東北プロジェクトでございますけれども、主体は震災に見舞われた福島県、宮城県、岩手県の生徒たち、中学校、高校生、約100名でございます。この子供たちがこのプロジェクトに参加いたしまして、最終目標でございますけれども、その最終ゴー

ルの国際イベントが、東北復興祭 in Paris ということで、ことしの8月、フランスのパリ市で行われるイベントで、さまざまな自分たちの活動を紹介するものでございます。

一方、今回の予算でございますけれども、予算の中身といたしましては、このときに福島県、宮城県、岩手県が連携して出展ブースというものをそこに出品するものでございまして、関係職員がそちらに出向きまして、岩手の復興の教育の取り組みでございますとか、それから伝統工芸品とか、そういうものを紹介、展示するものでございます。

補足いたしますけれども、派遣される職員でございますけれども、教育委員会の学校教育室の職員ほか商工労働観光部、それから秘書広報室の広聴広報課の職員で調整しているところでございます。

○岩淵誠委員 今までの復興教育の一端だと思っておりますが、県内の中学生、高校生が海外に出て、さまざまな発信をしているということで、大変国際的にも評価もされておるところであります。今のお話を聞きますと、今回はそういう生徒の派遣というものはないということでしょうか。

○石田学校企画課長 生徒でございますけれども、生徒につきましては、当時大槌中学校の生徒2名が東北スクールのほうに参加しておりまして、そちらの生徒はOECDスクールの中で、さまざまな自分たちの活動を発表するものでございまして、今回の補正予算では、関係3県の出展ブースにかかる経費で、生徒のものは対応しておりません。

○岩淵誠委員 わかりました。いずれ、こうしたところに積極的に出ていくということは生徒にとっても、本県にとっても大変いいことだと思っておりますが、今後、例えばこういった海外での復興状況の説明とか、岩手の復興後の魅力発信という観点で、生徒、学生が積極的に私は海外に出て行ってほしいと思うのですが、その辺について今後の方針とございますか、何か考えているところがあればお示しをいただきたいと思っております。

○高橋教育長 昨日の本会議の一般質問でも出ておりましたけれども、グローバル人材を育成するということは、これは極めて重要なことだと思っております。教育委員会におきましても、学校教育の中で、そういう人材の育成手法というのはこれから具体的にさまざま考えていかなければいけないというように思っています。

それで大震災の関係で、これは行政だけではなくて民間、それから各国からの御支援によりまして、アメリカでございますとか、中国でありますとか、ヨーロッパも含めまして、子供たちにさまざまな世界を知ってもらうというような機会をつくっていただいております。その動きが、現在は低下傾向にございますので、今後なお、そういうグローバル人材の育成を進めていくという中で、具体的にどういうやり方がいいのか、ただいま委員のお話も受けさせていただきながら検討させていただきたいなというように思います。

○岩淵誠委員 今教育長のお話にもありましたけれども、震災から3年ということで、非常に風化というものも懸念をされている中、そしてまたグローバル人材の育成という観点からもできるだけ海外に雄飛する機会を県教育委員会としてもしっかりと支援をしていただきたいという意見を述べて終わります。

○**斉藤信委員** 私もいわての復興教育推進支援事業費についてお聞きしますが、説明ではOECD東北スクールプロジェクト、これはスクールだから中高校生が主体ですよね。中高校生100名規模だと。岩手県は何人行くのですか。100名のうち、中高校生それぞれ。

○**石田学校企画課長** 岩手県は、先ほども申しあげましたけれども、当時の大槌中学校の生徒2名が東北スクールに参加するものでございます。

○**斉藤信委員** 全体100名というのだけれども、岩手はたった2人なのですか。それで、当時大槌中学校の中学生というのは、今は高校生ですか、そうすると。それで、312万円の旅費は何人分ですか。

○**石田学校企画課長** 312万円の旅費でございますけれども、これは関係職員5名の旅費を計上しておりまして、先ほども申しあげましたけれども、東北スクール自体は8月30、31日の2日間で、さまざまな活動を行うのですけれども、そちらで出展ブースというものがございまして、その中で、3ブースほど被災3県が出展することになりまして、東北スクールの運営事務局である福島大学のほうから要請されまして、今回生徒は生徒で行うのですけれども、今回の補正予算では派遣職員5名の分を計上しているものでございます。

○**八重樫教育次長兼教育企画室長** OECDスクールに派遣をされる生徒の分は、OECDが直接その生徒の旅費の分は負担しますので、県の予算で今回補正をするのは職員等の旅費ということでございます。

○**斉藤信委員** 100名規模だというのが何で岩手がたった2人なのですかね。そして、この2人は、どういう報告をやるのですか。それはどういう形で準備されているのですか。学校や県の教育委員会がかかわっているのですか。

○**松葉特命課長** このスクールは2012年3月にスタートいたしました。今から2年ぐらい前になります。当時、中学生であった大槌中の2名の生徒が中1でございました。現在高校1年生になります。実際は、これは直接、被災地であります12市町村にOECD等からスクールへの参加の希望を募ったわけでございます。実質、当初は5名程度このスクールに参加していたという報告があります。当時は、釜石市の生徒たち3名入れて5名程度と聞いていますが、最終的に2年間というスクールを今まで5回ぐらいいろいろな集中スクールなどをやってきていまして、その中で、いわゆる継続してやり遂げてというか、最後を迎えるのが高校生になりました大槌の子供たち2名ということになります。よって、ここについては大槌の教育委員会とか、そういうところからも支援しながらそのスクールをやっていることでありまして、もともとは公募の形での参加ということでスタートしたものでございます。

○**斉藤信委員** 私が聞きたいのは、OECD東北スクールというのだから、これは児童生徒が主体なのだと思うのですよ。ただ、聞けばたった2人だと、岩手から出るのは。職員は5人だと、何か違うのではないかと、話が。グローバル人材の育成なんて言うけれども、職員が5人行って伝統工芸品を展示するなんていう話でしょう、さっきの話だと。何かち

よっとずれているのではないですか、話が。

それで、さっき聞いたのは、では大槌中学校の生徒だった2人は、どんな復興教育の報告をするのかと。復興教育推進支援事業ですよ、これ。県の教育委員会は、大槌の子どもたちと全然かかわっていないのではないですか。便乗して何かやるのではないですか、これ。職員5人というのは、どういう部署の人が行くのかも示してください、商工労働観光部の人は入っていないでしょうね、まさか。

○**松葉特命課長** 本県から参加します大槌の子供たちにおきましては、先ほどお話ししたように、2年を通しまして5回ぐらいのスクール等を定期的に行っております。そのスクールの中では、私たちが2回ほど参加させていただいて、その活動の様子を見ました。そうしますと、当然ながらグローバル人材を育てるような語学学習をしたり、さまざまな学習をしながら、最終的には大槌町の魅力を発信するブースを、この2人の生徒は、パリの場面で発表するというのを聞いております。

○**高橋教育長** OECD東北スクールは、これは文部科学省とOECDが連携して、具体的な事務局は福島大学に置きまして、そこで公募によりまして3県からの希望者を募って、当初100人でスタートしたということであります。これに、具体的に県がかかわるとするのは、公募した際の生徒たちへの情報提供等はやりましたけれども、具体的には財政支援等の措置というのは県としてはとっておりません。これは、あくまで国の事業として独立してやった事業でございます。

それで、今回はその最終報告といいますか、成果の発表の場として、パリでその子供たちが世界にアピールする、自分たちの成果を発表する、そういう機会をつくったということで、それを盛り上げるために、その子供たちをお世話するという直接的なことではなくて、東北3県として、県の今の姿をアピールできるような機会を同時並行でやろうというようなことを福島大学から話を受けまして、それで3県で話し合いをした上で、今回それに各県ごとの出展ブースをつくって、それで岩手県の姿というもの、特に本県の場合ですと、復興教育を中心にしまして岩手の現状を皆さんにごらんいただくというような、そういう企画をしたいということで、今回予算化させていただいております。

○**斉藤信委員** 5人の中には商工労働観光部の職員の数も入っていると、旅費に。確認してください。そうなのですか。

○**石田学校企画課長** まだ派遣職員の調整はついておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会事務局の職員と、それからどうしても観光とか物産というのは商工労働観光部に御協力をいただかなければならない部分ですので、そちらにお声がけをしているのと、情報発信という意味で、秘書広報室の広聴広報課の職員と調整をしているところでありまして、まだ最終決定はしておらないところでございます。

○**斉藤信委員** そんな無責任な話はだめですよ、予算で出ているのだから、551万円ということで。聞いたら、5人分だと。話の中からいったら、商工労働観光部の職員もここに入っていると、東京事務所の職員もここに入っていると。商工労働観光部が観光のために

行くのだったら、商工労働観光部が行けばいいのです。私はこの問題だと思っていないけれども、教育委員会の予算で行くなんてとんでもない話ですよ。何で教育委員会が伝統工芸品を持っていかなければだめなのですか、協力してやればいいだけの話なのですよ、それは。私、これはかなり趣旨がずれているのではないかと思いますよ。

OECD東北スクールというなら、児童生徒が主体で、私は2人と聞いてがっかり来たのだけでも。大槌の被災から復興の状況を報告したいというのはそれでいいし、そういうブースもつくと。それ以外にもあなた方はブースをつくるのでしょうか。だから、教育委員会はどのような部署の人が行くのですか。どういうブース、展示品をつくるのですか。復興教育はどういう中身で報告というか展示、普及しようとしているのか。伝統工芸品とか観光とかいうのであれば、これはちゃんと分けて、それは商工労働観光部と一緒にあって、その仕事は分け合うというふうにしなないとだめですよ、これは。予算の流用になりますよ、いかがですか。

○**八重樫教育次長兼教育企画室長** 出展ブースの内容につきましては、東日本大震災津波から復興の現状、取り組み、未来について展示紹介します。そのときに、大槌から行く2人の生徒もブースにいていただいて、発表をしてもらいます。さらには、今岩手県で独自の取り組みとして行っております岩手の復興教育の取り組みと事例を展示し、紹介します。復興教育プログラム、改訂版をつくっておりますけれども、その部分を一部抜粋した上でフランス語に翻訳したり、パネルにしたりして展示する、そういう内容で復興教育について紹介をしたいと考えております。

○**高橋教育長** 実はこの話が出たのは、本年度に入ってから具体的な動きになったわけでございますけれども、そういう意味では当初予算に計上することができなかつた。今回緊急にということで予算案を出させていただいたところでございます。

それで、これはそれぞれ各県で工夫しながら、どういう出展ブースにするかというのは、それは各県の主体に任せるということなわけですけれども、岩手県をPRするためにはいろんなツールがあると思います。そういう中で、所管をどこの部局にするかということに関係部局と話し合った上で、いずれこれは各部局が連携して取り組もうということで、それで具体的な事務を、特に人材育成にかかわる行事だということで、それで教育委員会のほうでその事務を扱ったということでございまして、そういう意味で教育のほうに計上させていただいて、これは部局連携しながら進めるという考えで、予算案は教育費ですけれども、そういうことでございますので、理解をいただければと思います。

○**斉藤信委員** 私はこの事業費には反対しませんが、商工労働観光部とか東京事務所の職員の旅費までここで出すことは、これはきっちり分けていただきたい。あり得ない話ですよ。岩手の情報発信とか観光振興というのであれば、それぞれやればいいのだから。どさくさに紛れてここでごっそりというふうにしなないでいただきたい。そこは執行段階できっちりやってください。そのことだけ指摘をしておきます。

それと体育振興費のアジアマスターズで岩手県450万円、これは定額で負担をすると。

北上市はどのぐらいの負担になるのか、そのことを教えてください。

○八木スポーツ健康課総括課長 北上市は1,000万円の補助の予定でございます。

○吉田敬子委員 私も同じく岩手の復興教育に関する質問だったのですが、岩渕委員と同様で、こういったことで学生が海外に派遣されることは大変評価しますし、ぜひ続けていていただきたいと思っているのですが、斉藤信委員からの指摘もありましたとおり、100名のうち岩手県はたった2名なのだと私も思って、ただ教育長からのお話のとおり、国とOECDとの事業だということではあると思うのですが、OECD東北スクールのホームページを見たら、例えば岩手県で参加市町村というのは大槌町だけになっていて、ほかの宮城県だと3市町村で、福島県は6市町村になっていて、そもそも参加市町村が岩手県は1町だけしかなくて、国とOECDの事業だったとしても、今回県が予算を立てるのであれば、今後この事業をやったことで、どういうふうにやっていくのかということが先ほどの答弁からちょっとうかがえなかったもので、もう一度よろしくお願い致します。

○松葉特命課長 公募による参加でございました。それで、先ほどお話しましたが、当初、県内におきましては、私たちの聞いたところによると、釜石市も実は入っていました。それで、もともとスタートが福島大学が事務局でありまして、福島県を中心に声かけが始まったようです。それによって、当然のことながらスクールの進め方が福島県の地区でのスタートだったので、岩手県の子供たちにも声がかかって手を挙げましたけれども、そこへの参加について、交通的な便もあって不便があったと思われましても、そういう状況であって少なかったとは思いますが、ただ、全地区に声をかけた結果、子供たちの手挙げが、最終的に残ったのは2名でしたけれども、今後のところこの活動自身は文部科学省で申し出ることでございますので、ここで培った子供たちの能力、力などを県内の子供たちにもそれを生かしながら、ここでの成果を生かせるような取り組みを私たちも紹介すると同時に、OECDスクールとの関係の中で今後も続けて、ここで得た力をうまく発揮できるようなものを私たちも進めていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 今回行かれる方は、今は一関高専と大槌高校に通われている子みたいですが、そのほかに、今までは5人くらいいらっしやったということで、生徒が行く人数よりも県職員の方が多いということで、その中で、5人の中で2人行かれれば、それ以外の方の予算とかを県で出せなかったものなのかとか、もうちょっと学生に行ってもらえたらよかったと思うのですが、今後ぜひ生かしていただければと思います。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 111 号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を図るための請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○金田参事兼教職員課総括課長 まず、少人数学級の推進及び 30 人以下学級についてでございます。国におきまして、平成 23 年度から小学校 1 年生が、いわゆる標準法の改正によりまして 35 人学級となったところですが、小学校 2 年生以降の学年につきましては、毎年度概算要求には盛り込まれているものの、標準法の改正による少人数学級の実現は見送られているところでございます。現在、文部科学省におきまして、平成 27 年度概算要求に向けまして、関係団体の意向を参考にしながら教職員の人事管理を含めた教職員定数のあり方全般について検討を進めているというふうに聞いております。

本県におきましては、平成 18 年度から小学校 1 年生で 35 人学級を導入し、その後、小学校 2 年生、3 年生、中学校 1 年生に順次拡大いたしまして、今年度から小学校 4 年生に導入したところでございます。さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による先を見込めるような計画的な定数改善が不可欠であり、全ての学年における少人数学級の実現に向けた新たな定数改善計画の策定について、早期に実施するよう要望したところでございます。

続きまして、義務教育費国庫負担割合の 2 分の 1 実現についてであります。最初の請願で御説明したところでございます。費用負担につきましては、いずれ平成 18 年度から国の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更となり、定額分については税源移譲というところですが、この負担割合の復元につきましては、現在のところ、国において特に議論がなされている状況にはないというふうに承知しております。本県といたしましては、義務教育については地方の実情に応じた特色ある教育活動が展開されるよう、より柔軟な仕組みが検討されるとともに、その財源については国の責任においてしっかりと措置がなされるべきと考えておまして、今後も要望は続けてまいりたいと考えております。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 まず、全国的に見まして県単で行っている少人数学級の現状について、まずお答え願いたいと思います。

それからもう一つは、岩手県においても、2013 年度は小学校 3 年生、2014 年度は小学校

4年生の少人数学級導入とはなったのですが、加配をやりくりしての導入でございます。ある学校では、担任外が去年までは3人いたのだけれども、ことしは1人と。何か起きたら本当に大変なことになる、疲弊し切っております。小学校3年生、小学校4年生の少人数学級導入の現状ですね、いろいろな事情で導入できていないところもあるやに聞いております。それと課題について、この2点についてお伺いいたします。

○佐藤小中学校人事課長 実際には県単で行っている少人数学級の現状と課題についてでございます。県単により少人数学級を実施している他県の現状については、個別による把握はしておりませんが、平成24年3月の全国都道府県教育長協議会における研究報告書によりますと、少人数学級の財源として、約43%の県が国の定数、加配等のみ、約57%の都道府県が国定数、加配と、県単費の組み合わせとされているところであります。

なお、東北6県の状況を見ますと、本県と宮城県が国の定例基礎定数と国の加配の繰りかえにより実施しており、他の4県は県単を組み合わせながら少人数学級を実施しております。課題としては、国加配が減じられる中で、県単独予算を増額することも難しく、対象学年を拡大することは難しい状況にあるというふう聞いています。

なお、本県における昨年度、小学校3年生、今年度、小学校4年生の少人数学級導入の現状と課題についてでございます。昨年度、小学校3年生の導入については、対象校23校に対して19校が、本年度小学校4年生では、対象校28校に対して24校がそれぞれ少人数学級を実施しております。なお、未実施の学校については、少人数指導を選択している状況にあります。

少人数学級導入の課題といたしましては、1年生においては学校全体の学級数に応じて副担任などの人的配置もされておりますが、3、4年生においては増加した学級数分の配置にとどまっていることもあり、一層の充実を求める声も聞かれています。

○小西和子委員 今お伺いしたとおり、未実施のところもあるということは、本当にやりくりが厳しいということのあらわれだということには私は受けとめております。このように、県単で行えない県のほうが多いわけですので、ぜひ国において定数改善を行うべきだというふうには考えますが、教育長、御所見を。

○高橋教育長 確かに義務教育の環境整備に当たりましては、これは基本的に全国一定水準に維持することが極めて大事だということに思っております。基本的には国がそういう環境を実現するような措置を講ずべきというように考えております。

これまで国のほうも数次にわたる定数改善計画を、7次計画まで計画的につくりながら実施してきておりましたけれども、ここ四、五年、中長期的な計画が定められない状況になっています。教育は単年度、単年度で決めていくということだけではなくて、将来を見通した取り組みというのが、これは極めて大事だと思っておりますので、計画的な体制の強化、これについては引き続き強力に要請してまいりたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 この請願は国に求めるということですので、小学校1年生まではやっとなんか中途半端な話はないのよね。普通なら年次計画で、3年なら3年ぐらいで全学

年というのが、文部科学省もそういう方向だったと思うけれども、政権が変わったがらっとその動きがストップになってしまった。教育改革とって、金は出さずに制度を改悪するというね、私はこれは本当に逆行しているのではないかというふうに思います。

それで、本会議での議論もありましたが、少人数学級の成果があらわれているというのが教育長の答弁でありました。私は、教育効果は、国がやらなくても全国の都道府県が実施している制度ですよ、少人数学級の取り組みというのは。そして岩手も、恐らく東北の中では決して進んでいるわけではないと思うのですけれども、小学校の5年生、6年生、さらには中学校2年生、3年生とあるわけですよ、ここも視野に入れて岩手県は取り組むべきではないかと。その際、国の制度設計というのが大前提だけれども、加配を回すやり方というのは、私はもう限界に来ているというふうに思います。だから、小学校6年生で一つの教育プロセスがあるわけだから、4年生でとまりというのではなくて、5年生になったら多人数になってしまったということで、教育条件ががらっと変わってくるというのは、私は子供たちにとってもいいことではないと思うので、5年生、6年生について、どういうふうに考えているのかを、まず教育長にお聞きしたい。

○高橋教育長 今後の少人数学級の道筋でございますけれども、本会議でも申し上げましたけれども、本年度から4年生に拡大したということございまして、一部、まだ少人数学級のほうより、学校の現状等を踏まえて、そちらを選択するという学校がございますけれども、まずもってその定着を図っていくということに取り組みたい。それを実現した上で、将来的な形については、これは検討していきたいということを申し上げさせていただきました。いずれ、これには現在の加配だけでやるというのは、これは一定程度限界に来ているというように思っております、さらに進めるに当たっては、さらにそういう環境を整える必要があるということで、その実現に向けて、国に対して我々も、これまで以上に強く要望させていただきたいというように思っております。

○斉藤信委員 ヨーロッパ、EUというのでしょうか、20人学級ですよ、常識。だから、私は40人学級というのは、異常なすし詰め学級というか、時代おくれに本当になっているのだと思うのです。

この間、国際的な調査で日本の教員の労働時間というのが異常に長いということが報道されました。私は、40人学級という中で日本の先生は大変苦勞していると。そして、子供たちがPISAなんかの試験は、試験勉強をやって上がっているのですけれども、将来の見通し持っていないのですよ。学ぶ喜びを感じていないのです。ここにも日本の教育の問題点があって、一人一人に行き届いた教育を、先生方も余裕を持って行えるような状況のまず第一の関門は少人数学級なのだと思います。そういう点で、ぜひこの請願を採択していただきたい。

○神崎浩之委員 私は不採択の立場から意見を申し上げますけれども、人数を具体的に制限するということは教育現場の実情にそぐわない場面もありますし、必要以上にこれに人件費がかかるということでもあります。少人数学級の推進におきましては、加配の柔軟な対

応でというふうな立場であります。全国学力調査でも、必ずしも少人数で成果を上げているという例だけでもないということになります。

それから、次の義務教育国庫負担制度については、これは国の責任のもとにやるべきだということでもあります。しかし、三位一体改革では、地方の主張に配慮した形で税源の移譲などと一体的に進めるというふうなことで、義務教育の国庫負担についても地方に任せるといふ地方の主張でこういう形になったということでもありますので、不採択というふうな立場で意見を申し上げます。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

この際、審査の途中であります。受理番号第117号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願について、総務委員会の請願の審査結果が出そろいましたので、当委員会においても中断しております請願審査を再開することといたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、さよう決定いたします。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、次回定例会以降、総務委員会の審査結果を待ってから委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「117号ですか」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 117号です。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、先ほどの請願陳情受理番号第111号を再開いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

次に、受理番号第 119 号岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めることについて請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○民部田特別支援教育課長 岩手県立釜石祥雲支援学校の環境整備につきまして御説明いたします。釜石祥雲支援学校は、当時は釜石養護と言っておりましたが、国立療養所釜石病院に入院する児童生徒のために、同病院に隣接した現在地が最適地と判断し、昭和 53 年に校舎を新築し、その後、平成 2 年に増築、平成 11 年には大規模改修工事を行ったところですが、平成 12 年、第 8 回県議会定例会において、当時の岩手県立釜石養護学校にかかる早期移転新築についての請願が審議され、同定例会において採択されたところでございます。

県教育委員会では請願を受けまして、釜石祥雲支援学校の移転新築に向けた検討を始め、平成 15 年度には、釜石市教育委員会により平成 18 年度に統合を予定しております小佐野中学校跡地への移転について御協力をいただけることとなりました。同中学校跡地は、現校舎、釜石病院との距離も近く、交通の便もよいことから、移転先として最も望ましいものと考え、準備を進めてまいりましたが、平成 19 年度に入り、敷地所有者から承諾を得られなかった等の理由により、別の移転先を選定する意向が釜石市教育委員会よりあったものでございます。その後、平成 20 年度に釜石市教育委員会より小川小学校跡地を移転用地とする意向が示されましたが、釜石病院までの距離があることなどの大きな課題があったところでございます。

一方、同年度には障がいの多様化や障がいの種類を越えて身近な地域の学校へ就学を希望する児童生徒の増加などの社会的状況の変化に伴い、釜石祥雲支援学校もそれまでの病弱を対象とする学校から、新たに知的障がい、肢体不自由も対象とした特別支援学校に転換することとしました。これにより、特にも高等部での生徒の増加に伴う教室の確保が緊急的な課題となり、まずは隣接する釜石病院の休止病棟を利用し、高等部教室を整備したところでございます。

その後、東日本大震災津波により、市内の主要な用地が仮設住宅、災害公営住宅の建設

地となる中、今般釜石病院の建てかえに伴い、インクルーシブ教育の観点も踏まえ、来年度、高等部を釜石高等学校に移設する予定であります。

今後についてであります。今回の高等部の釜石高等学校への移転は、障がいがある人もない人もともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の実践的なモデルであり、この教育的成果の検証や震災からの復興状況を踏まえ、本校舎についても関係機関と連携し、学校環境について検討してまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○神崎浩之委員 平成 12 年に採択されて、いろいろな経過はお聞きしたわけですが、余りにも今まで努力が足りなかったのではないかなというふうに思っております。

そこで、用地の関係もあると思うのですが、なぜ平成 12 年からこれだけかかっているのか、もう一度聞きたいと思いますし、それから県立釜石高等学校への移転については、御家族の方においては御理解されているのか、その 2 点をお伺いします。

○民部田特別支援教育課長 採択されてからの経緯でございますが、もう少し具体的に説明させていただきたいと思っております。平成 15 年度に釜石市の教育委員会から統合後の釜石市立小佐野中学校跡地への移転新築について打診がございました。課題となりましたのが、統合が 18 年度以降になること、それから跡地の所有者は市ではなかったということでございます。

それから、平成 16 年に釜石市より新築移転の要望を受理しております。市議会においても、移転新築に向け、市として小佐野中学校の跡地の用地確保について進めるという答弁があったようです。平成 17 年度、県の調査によりまして、耐震補強工事が必要であり、大幅な内装工事が必要なため、新築する程度の費用がかかることが判明、校舎活用を断念したところでございます。同敷地に養護学校の高等部校舎を新築する方向で、全面移転ではなく高等部の校舎を新築するという事で釜石市と協議に入っております。平成 19 年になりまして、特別支援学校再編整備計画が策定されまして、平成 20 年 4 月に地域の学校の中に小学部の分教室をとりあえず移設するという事で提案申し上げたところでございます。

そういう経過をたどっているうちに、平成 19 年度ですが、釜石市より跡地所有者の理解が得られず、小佐野中学校敷地以外の場所を選定する意向が示されております。平成 20 年に、釜石市より小川小学校の跡地という話が出されております。ただ、小川小学校の跡地でございますが、先ほど申し上げたとおり、病院から遠く病弱の子供たちも多い学校ですので、そこが課題となっておりますし、周辺の道路状況、それから空き校舎など老朽化のために課題となって、そこは断念することになっております。

平成 21 年度に釜石病院内のしゃくなげ分教室として借用している面積を拡大いたしまして高等部の教室を整備する方針を固め、平成 22 年度、釜石病院内に高等部教室を借用して、高等部を病院のほうに移設しております。

あと 2 点目でございますが、保護者の理解、不安等についてでございますが、今回高等部を釜石高校の敷地に移転する目的として、障がいのある人もない人も、ともに学ぶ、と

もに育つという教育環境を通じ、生徒が将来的にも地域の一員として主体的に生活することができる共生社会の実現を目指すことがあります。その一方で、御指摘のように、不安視される保護者の方もいることも承知しているところでございます。移転を前に釜石祥雲支援学校と釜石高校の生徒が相互に交流する場を設けたり、交流学习を進めているところでございます。移転後につきましては、これまでの取り組みを継承し、互いが尊重し、ともに成長することができる教育環境をつくってまいりたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 余りにもお粗末なのではないかなと思っております。国立病院に入所している方ということで、一関もそうなのですけれども、岩手病院にあすなろ分教室があって、おかげさまで一関の清明支援学校は立派にグラウンドも体育館も校舎も建てかえていただいたということになって、でも、あすなろ分教室は病院内に敷地があってというふうな形になっています。そこで平成24年4月なのですが、高等部の移転というふうに書いてあるのですが、では小学部、中学部はどうなっていくのかということで、そのあたりの説明をお願いします。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** 高等部が移転しても、小中学部の現状が変わらないことをどうするつもりかということですが、県教育委員会といたしましては、請願の趣旨を重く受けとめまして、これまでの移転等を検討してきたところでありますけれども、移転候補地の敷地や立地の問題等、社会情勢の変化によりまして、結果として全面移転を実現することができなかったことは大変遺憾に存じております。今後につきましては、高等部の釜石高等学校への移転の教育的成果の検証や震災からの復興状況を踏まえ、本校舎についても関係団体機関と連携し、学校環境について継続して検討してまいりたいと考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** ますます心配になったのですが、今沿岸部はなかなか土地がないですね。ということで、結局はこのままの状態が続くのではないかと非常に危惧しております。いずれいい方法を検討していただいて、早急に進めていただきたい。

○**飯澤匡委員** 1点だけ伺います。先ほど答弁の中に、特別支援学校の再編計画、この再編に従って順次整備を進めていると理解をしていますが、今のいろいろな説明を聞くと、市との協議の中で地権者との関係でいろいろなことがあったと。我が会派も紹介議員になっていますが、いち早く善処していただくようお願いしたいということと、それから再編計画の中で、県内の地域で、着手というか、計画に載っている部分の状況はどうなっているのか。それから、その中で今回の請願陳情の中身にあった部分の優先度というのは、教育委員会の中ではどのように考えているのか、それを示していただきたいと思います。

○**高橋教育長** 釜石祥雲特別支援学校でございますけれども、先ほどの神崎委員からお話も含めてお答えさせていただきますけれども、これは今の現状からいって大きな課題があるというふうに思います。それで、これまでの取り組みの中で、端的に言いまして用地問題が決着しなかったということ、それから病弱以外の子供たちを受け入れたということで、その教室不足が起きて、これは緊急避難的な対応に追われたということが、そういう中で

現状に至っているというところでございます。

それで、現有地での校舎の建てかえというのは、これは交通アクセスもそうですし、それからあとは山が迫っていること、それから横断道の整備等で、その用地が確保できないということで、まずもって用地を確保するということが、これがまず喫緊に求められている、移転にあっては大きな課題だというように思っております。

それから、あとは特別支援学校全体ですけれども、具体的に大きな課題と捉えているのは釜石祥雲支援学校のほかに花巻清風支援学校も、これもまた教室不足という課題がありまして、全体が解決するわけではないですけれども、増築の工事を始めております。それから、あとはみたけ支援学校ですけれども、これも御案内のと通りの狭い敷地の中に、子供たちがいわばすし詰め状態になっているということで、実はとんなん支援学校が、これが療育センターとの関係で、岩手医科大学の移転用地に移転するということになっておりますので、現在のとんなん支援学校の施設活用を含めて、みたけのほうは解決の方向に持っていければなということで、これから具体的にまた保護者等といろいろ相談していきたいというふうに思います。いずれこの特別支援学校の教育環境というものを計画的に進めていくということが我々に強く求められているというふうに認識いたしておりました、また、その解決を図っていきなというふうに思っています。

○田村誠委員 今までの答弁を聞いておりますとだんだん後退しているみたいですね。例えばこのグラウンドが、26メートルの13メートル、テニスコート1面分しかない。あるいはまたプレイルーム、学習発表会をする施設もない。そういう施設がほかにあるのかどうか、まずそれが一つ。他の支援学校と比べてみてどの程度なのか、それをまずお伺いしたい。

それから、平成12年以降、確かに用地の課題が当然あったのだろうと思いますが、病院に建てておかなければならないという状況でなくってきているような気がするのですよね、病弱な子供たちだけではないというふうに言っているわけですから。だとするならば、これは早急に用地などを確保しながら早くやらなければならないのだと思うのですが、今後見直しをしながら計画的にやっていくと、しならば大体いつごろになるか、その辺も含めてお願いします。

○平賀教育次長兼学校教育室長 最初の質問でございますが、これほど狭隘なグラウンドの学校がほかにあるかといいますと、元の青山養護学校もやはり病院に併設しておりました病弱養護でございましたけれども、ここでも約その倍ぐらいの広さはございましたので、ここより狭いというようなところは把握しておりません。

それから、今後具体的な方向性という御質問だったと思いますが、これにつきましては、はっきりとした日時とかそういうことについては、まだ検討段階にあるとしか言えないというふうに思われます。

○小西和子委員 まず、PTA会長なのですが、校舎等に関して環境整備を求める会というのは、学校全体とか、PTA全体とかという、そういう団体なのかどうかということが

まず1点ですね。どういう人たちの団体なのかということ。

私も特別支援学校の現状については、何校も見させていただいております。2校舎制ですね。幼小中高校と分かれている2校舎制というのと、あと先ほど老朽化の話も狭隘等の話もありましてけれども、今まで答弁された以外の学校、みたけ支援学校はとんでもなく大変。その現状についてと、それから高等部もどんどん人数がふえてきておりますよね。そういうあたり、全体で共有しなければならないと思うのです、各支援学校の課題についてですね。そういうことをお聞きしたいと思いますし、実は応急仮設住宅から通っている生徒もいらっしゃるのですよね。だから学校もこうだ、うちに帰ってもこうだ、居場所もないとかというような話を私も訴えられました。校舎とは特別に関係はないのですけれども、居場所づくり等もちゃんと整備しているのかどうかというあたりもお聞きしたいなと思います。

○**民部田特別支援教育課長** 請願の組織でございますが、現在、釜石祥雲支援学校のPTA会長ではございますが、PTAとしての請願とは伺っておりません。別組織をつくって請願に動いているということをお伺しております。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** 高等部の生徒がふえているということにつきましてですけれども、まず、高等部の生徒がふえていることに対応しまして、青山養護学校と松園養護学校が統合されまして、青松支援学校になりまして高等部の校舎を新築いたしまして、そちらに生徒たちが入っているのはそのとおりののですが、それでもやはり足りなくなりました、青山養護学校の跡地を、みたけ養護学校の高等部として利用すると。それでも非常に部屋が今足りない状況になっておりまして、特別教育をしなければいけない、例えば工作をしなければいけないような部屋も普通の部屋に割いているような現状でございます。

一つの解決策といたしましては、釜石高校に高等部を設けましたように、インクルーシブ教育をより一層推進させ、高校の中に、例えば分教室のような形でつくるとか、そういうような方策も模索しているところではございます。

○**小西和子委員** 2校舎制の学校が特別支援では何校あるかということは把握していらっしゃると思うのですが、それをお聞きします。

2校舎制というのは、校長先生、副校長先生はお一人ずつで、とにかく分かれて学習活動しているわけで、職員会議のときにはどちらかに集まって会議をするのですが、広い部屋もなくて大変だし、連携というのも難しい。特別支援はそういう学校が多いのですけれども、小中学校なんてまずないわけですよね。厨川中学校が被災したときに、厨中と大新と青山と、それぞれの学年が分かれて教育活動をしたのと同じなわけです。それぞれの学年の意思疎通がなかなかできなくてすごく苦労した、それと同じだと思います。釜石もそうなのだけでも、2校舎制というのはこのままずっと県として続けていくつもりなのか、私はちょっと理解できないですけれども、2校舎制についての見通しは。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** 花巻養護のやさわ校であるとか、みたけ養護の奥中山校であるとか、あるいは先ほど申し上げましたみたけ養護学校の高等部などのように各学校

が分かっていると、学部によっては分かれたりしていると。分校のほうはまたちょっと別かもしれませんけれども。奥中山校とかでありますと、県とのインターネット等による接続等があったりして、そういう意味では、ある程度、連絡はとれているというような現状はあるようですけれども、聞きますところ、やはり職員会議等におきまして連絡等も不十分であり、教員集団が校長先生の意思をきちんと把握できないというような面もあるようでございますが、ただ各学部等には副校長が常駐しておるといふことでもありますので、ソフト面というのですか、運用面で、ある程度の改善はできるだろうと思います。ただし、この状態が必ずしも正しいというか、いい状態であるとはなかなか思えないという現状もございまして、これは改善に向けてより一層の検討が必要だなというふうにご考えているところでございます。

○小西和子委員 病院との関係についてもすごく大事なわけなのですが、そのことを釜石祥雲支援学校の場合にはどのように考えているのかということと、あとはインクルーシブ教育と言いましたけれども、それは県教育委員会の都合のいい言いわけだと私は思います。本当にインクルーシブ教育と言うのだったら、受け入れる高校側と交流はしているとは言うのですけれども、PTA会長の話を聞いたら、以前に小学校のときか中学校かはわからないですが、いじめられたと。また、いじめられるのではないかとというような、そんなことも心配してのことでした。だから、校舎があいているから、教室があいているから、ではそこに入って、それでインクルーシブ教育ということではないと思うのです。全体交流して初めてインクルーシブ教育。小学校、中学校では特別支援教室があるので、割とできていると思うのですけれども、高校はそういうことがないので、インクルーシブというならば、そこから始めなければならないのではないかなと思います。本物の意味のインクルーシブ教育に進めていってほしいなというふうに思います。何か御所見あったらお願いします。

○平賀教育次長兼学校教育室長 インクルーシブ教育に関しましての御提言をいただきましてありがとうございます。実は各高校でも養護学校などとの交流事業はよく行われておるところでございまして、例えば沼宮内高校などが青山養護学校などと交流事業を持ったりして、一緒にものをつくったり、体育をしたりというようなことも従来より行われていたと。それをより一層具体的に進めていく方向で、ただしそれが全部の学校かと言われると、それはそうはいかない状況がありますので、今後は校長たちとも話を進めながら、各高等学校等でインクルーシブ教育を徹底させるように指導してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 私は、今回のこの請願というのは極めて重大な請願だと思いますよ。一つは、平成12年12月に、その当時、新築移転を求めた請願が採択されていた。12年前ですよ。しかし、まともな対応がされてこなかった、結果的に。そして、1万5,635人の署名を添えた請願なのです。すごい数ですよ、この要望たるや。現状がどうなっているのか。田村委員も紹介したけれども、グラウンドはテニスコート1面分ほどで、体育館はない、作業学習に必要な整備もないと。私は、学校として成り立ってないのだと思うのです。私

は何度もこの場で指摘したけれども、特別支援教育は岩手の教育の最もおくれた分野です。空き教室の問題とか、トイレの問題とか取り上げてきたけれども、普通の学校だったら考えられないことが放置されてきているのです、特別支援教育、特別支援学校では。だから、またこういう請願が出たのだと思うのです。これは、私は本当に重く受けとめるべきだと。まず最初に教育長にお聞きをしたい。

○高橋教育長 ただいまの御指摘でございますけれども、我々も真摯に受けとめなければならぬというように思いますし、平成12年度に採択された請願、それから今回の請願に至った経緯というものを、我々は十分に認識しながら、今後釜石祥雲支援学校のあり方について前向きに対応していかなければならないと思っております。

○斉藤信委員 今、釜石祥雲支援学校というのは学校の体をなしていないと、この現実から出発すべきですよ。高等部は、——これは父母の方々が合意したのかどうか分からないけれども——釜石高校に部分的に移転すると。しかし、小中学校はそのままと。

そこで、請願にも書かれているのだけれども、約50名の子供たちが釜石や大槌の自宅から通っている。そのほとんどが知的障がい者や発達障がいだと。だから、釜石祥雲支援学校の生徒の状況も大きく変わっているわけです。国立病院に本当に頼らなくてはならない生徒というのは少ないのではないかと。ある意味でいくと、分教室があれば十分に対応できると。だったら、きちんと特別支援学校として整備をすべきなのだと思うのですよ。グラウンドもない、体育館もない、作業室もなかったという、こんなことが請願採択から14年間も続いているという、普通の小学校だったらあり得ませんよ、これ。特別支援学校だって小中は義務教育なのだから。そのことを放置してきたということ、これは本当に県の教育委員会の重大な問題だと、責任だったと。

それで児童生徒数、学級編成の資料もきょうは出されていますが、今お話ししたように、知的通常学級が一番多いわけです。だから、ある意味でいけば自分で通える子供たちが多数なのです、今は。だから、病院から遠いということは、私は理由にならないのだと思うのです。小佐野中学校跡地というのは、所有者がうんと言わなかったと。聞くとところによれば新日鉄だということです。とんでもない話ですよ。新日鉄は膨大な用地を確保して、今もまともに活用してないと思うのだけれども、私は、本当にこういう問題については釜石市もすぐ腰砕けにならないで強力な交渉をすべきだったのではないかと思いますよ。戦前に徴用とか徴発で確保した土地なのだから。本当は、新日鉄は。そうなのですよ、あれ。合理化するときには市民に返さなければならない土地だったのです。いわば釜石の平場の一等地というのは、新日鉄が大規模合理化やってもそのままにしていること自体大問題で、これは市民のために活用させるといって、県教育委員会も市もそういう立場に立つべきだと、それを指摘したいと思うけれども。

もう一つ、小川小学校跡地ですよ。病院から遠いというのは理由にならないと思うのです。例えばさっき答弁があったけれども、盛岡市内から都南というのは遠いので、中心部から見たら。通える生徒が多いということになったら、私は小川小学校跡地という

のも敷地的には可能性があるのではないかと思いますけれども、それは父母が反対しているのか。校舎が老朽化と言っているけれども、立派な校舎を建てたらいいではないですか。校舎が老朽化しているなんていうのは理由にならない。立派な校舎を整備すればいいのですよ。この小川小学校跡地については、父母や関係者に意見を聞いたのか、あそこではだめだと言われているのか、そこはどうか。

○平賀教育次長兼学校教育室長 小川小学校跡地につきましては、父母等の意見は聞いていないというふうに認識しております。

○斉藤信委員 とんでもない話ですよ。あなた方が勝手に老朽校舎だとか、病院から遠いとか、率直に言って理由になりませんよ、そんなのは。近い小佐野中学校の跡地が一番の適地だと私は思うけれども、この可能性は引き続き追求してほしいと思うけれども、小川小学校跡地というのは市から提案されたわけだから。通学の便を確保する、道路整備をちゃんとやってもらう、やったら、私は通学できない場所ではないと思います。校舎は立派に整備すると、やればいいだけの話ではないですか。

そういうことを関係者の意見も聞いて、県教育委員会の都合ではなくて、この問題はすぐ対応すべきだと思いますが、いかがですか。

○高橋教育長 先ほど来、申し上げておりますのは用地の問題でございます。より子供たちが学ぶ環境のいい場所を選定するというのは、これは基本だと思いますけれども、釜石市の場合は被災地ということで、これからのまちづくりとの関係も出ているところです。小佐野中学校、それから小川小学校の話がございましたけれども、現実的にこの問題を前に進めていくということは、これは極めて大事だと思っておりますので、関係者の皆さん、これは保護者はもちろんでございますし、それから釜石市教育委員会を加えまして、どういう方向性を持っていけばいいのか、できるだけ早急に解決が図られるよう努力してまいります。

○斉藤信委員 高等部が県立釜石高校に移転すると、釜石高校というのは比較的最近整備された学校ですよ。私は、そこで空き教室が出るということ自身が考えられないのだね。なぜそういうことになったのですか。古い学校で生徒数も激減したというならともかく、あそこは統合したばかりではないですか。釜石南と釜石北と統合したばかりでしょう、それで何であんなにあいているのですか、私はそれ自身が信じられないのだけれども。

○平賀教育次長兼学校教育室長 そのことにつきましては、生徒数が予想を越えて減ったということがございます。あと新整備計画の段階で、定員数とかを検討していく段階で、震災がありました関係で、定員の調整等がうまくいかなかったということもございます。

○斉藤信委員 釜石南高校として校舎が整備されたときの学級数と今の学級数、これはどうなっていますか。

○木村高校改革課長 以前の合併前のクラス数が7クラス、平成26年度現在の釜石のクラスが5クラスになってございます。

○斉藤信委員 わかりました。いずれにしてもこの請願は本当に重大で重いものだと。一

度県議会で採択されたものが14年後にまた提出されると。その間、事態が全く変わらなかったというこの重みも含めて、私は採択すべきだと述べて終わります。

○**岩淵誠委員** 特別支援学校になって、従前の病弱の皆さんから、自宅から通える方も多くなって、こういう問題が出てきているというふうに認識しておりますが、そういったふえた部分についてはそのとおりに対応しなければならないと思うのですが、病弱とか、そういった医療的行為を必要とする皆さんについての配慮というのも当然必要になってくる。先ほどそういう話が出ましたが、答弁がありませんでした。そこについては、医療的側面から、国立療養所の釜石病院の関係者から意見聴取を当然すべきだと私は思いますし、今回の請願についても、先ほど小西委員から御指摘がありましたけれども、環境整備を整えたいという構成の中に病院の医療関係者も入って進められているものなのか。数の上では通常に通える方が多くなったけれども、原点からすると、どうしても病弱の皆さんをどうしていこうかという、こういう観点も見ていかないと、そういう観点に立って言えば、医療関係者との懇談あるいは見解というのを県教育委員会としてどのように把握されているのでしょうか。

○**平賀教育次長兼学校教育室長** 病院とはこれまでもいろいろ話を伺いながらやっています。今病院に入院している生徒は、釜石のほうでは2名だけというような現状でございます。今後とも病院とは連携をとりながら、協力をいただきながらやっていく姿勢には変わらないというふうに認識しております。

○**岩淵誠委員** 姿勢はわかるのですけれども、病院としてどういう話を病院としているか。例えば移転候補地だってあったわけですよ、小佐野のところ、小川とか。そういう中で、病院関係者から医療の側面で、そういう話だとか、さっきPTAの関係者に小川については聞かなかったというお話がありましたけれども、病院の関係者が、医療的サポートが当然必要なわけだから、あるいはそういう方はこっちに来て残してくれとか、それ以外の方はこっちに戻してくれとか、そういう意見交換があってしかるべきだと思うのですが、その辺の経緯はどうなっていますか。

○**高橋教育長** 国立病院につきましては、現在の釜石祥雲支援学校と道路1本挟んで向かい側にありまして、日ごろ連携をとりながら、その子供たちのケアに当たっているということでございまして、今回の高等部の移転に際しまして、現在国立病院の建てかえの話がございまして、それで現実的にどう対応するかということで、釜石高校のほうの活用を考えたのですけれども、その点も含めて全般について、釜石病院のほうとは日ごろ連携をとらせていただいております。今後もそういう話は十分に意思疎通を図りながらやっていきたいというふうに思います。

○**岩淵誠委員** ですから、そういう方針とかやるのはわかるのですけれども、医療的サポートについて、具体的に今まであったわけでしょう、小川に移りたいとかあったけれども、例えば医療関係者はどういう意見を持っているのかと。今回こういう請願が出てきているわけですよ。これを見ると、小学部から高等部まで移してくれという話なのだけれども、

医療的サポートの中では、それは妥当性を持って病院が思っているのかどうかということ
をちゃんと聴取しているのかどうかということです。

○民部田特別支援教育課長 ただいまの御質問ですが、小川小学校、それから釜石高校に
高等部を移設するときにつきましても、病院の院長から御意見を伺っております。病院の
ほうでは、病院から余り離れるのは好ましくないと、医療的な面で困るということで、具
体的には余り遠くに行かれると今入院している子供たちの治療、入院はしていませんが、
通院している子供たちもいますので、そういう面から遠くに離れるのは不都合であるとい
うことです。

○岩淵誠委員 多分それは説明が不十分で、この学級編成を見ても、通常で通える皆さん
の対応と、入院、通院的な医療サポートを極めて必要とする皆さんと、これはある程度分
けて考えないといけない時代になってきた。特別支援学校という制度ができた時点で考え
なければいけない。だから、一関も必要なところと、そうでないところと分かれて行っ
ているわけですね、2校舎制という話もありましたけれども。そういったところを踏まえて、
県教育委員会はPTAなり、学校なり、医療機関なり合わせて、そういうトータルな話を
きちんとしているのかどうかだと思うのですが、そういった観点から、そういう関係者を
集めて今まで話をしたことはあるのですか。

○民部田特別支援教育課長 全体というか、関係者が一堂に会しての検討等は行っており
ません。今後考えていきたいと思っております。なお、病院の中に、先ほど入院生が2名
と申し上げましたが、そのほかに、しゃくなげ療育園という施設がございまして、その中
に重度心身障がい児が入院しております。一般病棟には2名ということになってございま
す。訂正させていただきます。

○岩淵誠委員 最後にしますが、私は特別支援学校というのは、障がいを持っている皆さん
はひとくくりでは議論できないような気がするのです。個々の中で、どういう対応が一
番必要なのかということが原点になればならないと思います。だから、みんな一緒に全
部移ればいいという話でもなければ、だから今の状況をよしとするわけではないが、もう
少し幅広というか、本当にオーダーメイドの教育をやっていくということであれば、広範
囲な部分で議論するなりやらないと、やっぱり本当に子供たちが必要な支援を受けられ
ない結果になりはしないかということをおは大変危惧するのです。ですから、この請願のあ
るなしにかかわらず、早急に協議会なりを開催していただいて前に進める努力をしていた
だかないと、何回もこういうのが出てくる。それとあわせて、それは釜石に限っての話で
はなくて、ほかの全体のところもそうですが、そういったところについては可及的速やか
に協議会なりを立ち上げていただくということをぜひお願いしたいと思うのですが、所見
があれば伺います。

○高橋教育長 特別支援教育につきましては、これは障がい種も違いますし、それから程
度も違うということで、委員おっしゃるとおりに、一律に対応するということが不適當な
場合もあろうかと思ひますし、それからあとは最低限、共通的な基盤というものを整える

という場合ももちろん必要だと思います。そういう中で、校舎の分散化の話もございましたけれども、現実的にそれぞれの子供に合ったような対応がどうかということで枝葉が広がってきたという現実もまたございます。

いずれただいま御指摘ありましたように、それぞれの子供たち、それから保護者、関係者の皆さんから十分御意見をお伺いした上で、合意形成が大事だと思っておりますので、ただいま御提案ありましたことも念頭に置きながら具体的な対応をとらせていただきたいと思います。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。それでは、昼食のため休憩とさせていただきます。

〔「何分再開ですか」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 午後1時再開で、よろしくお願いいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 1点だけ簡潔に。この6月定例県議会の一般質問でも議論になっている高校再編につきまして何点か確認をさせていただきたいと思います。

少子化に対応してということなので、いろいろ懇談会もできているところでございますが、今議論されているのはあくまで県立高校の再編ということなのですが、少子化というのは当然私学にも影響に及ぶことございまして、地域によっては私学を抱えて、県立学校のほか私学も相当数の割合であるという地域もあるわけでありまして。

そうしますと、当然ながら私立の動向についても、これは県立高校という枠組みの中での再編ということは議論の対象としてはやむを得ないですが、もう少し幅広に私学の動向等も捉えながらやる必要があるのではないかと。少なくとも情報的なものを、考え方としては議論すべきではないかというふうに思っておりますが、今回の懇談会でそういった部分を取り上げられる、あるいは情報提供する考えというのがあるのか、ちょっと確認させていただきます。

○木村高校改革課長 高校改革にかかわる在り方検討委員会の関係についてのお尋ねでございます。在り方検討委員会自体は、県教育委員会としての今後の高等教育のあり方に

ついて、外部有識者から意見を聞いて改めていくという趣旨で行っているものでございます。そして、委員から御指摘ありました私学との関係というふうな部分でございますが、これについては県教育委員会として、公立高校と私立高校のあり方についてということで、公立、私立高等学校連絡会議というふうなものを年2回、定例での意見交換しているところでございまして、来週行う予定としております。

公立高校の定員については、こういう地域のバランスとか、現状においての被災後の状況等も考慮しなければならないものではございますが、こういう検討に当たりましては、これらも含めながら私立高校の意見も参考にしてみたいというふうに考えております。

○岩淵誠委員 具体的にお聞きしますけれども、私立との協議会あるいは意見交換の部分が懇談会の中でも報告をされていくという捉え方でいいのですか。それとも懇談会は懇談会として進んで、別にある私立の協議会を集約なり高校再編の段階で入れ込んでいく、そういうことなのですか。

○木村高校改革課長 検討委員会のほうの議論に直接的には入りませんが、我々県教育委員会のほうで意見交換した内容は委員会の皆様にも情報提供して、そこもしんしゃくしていただいきながら、公立高校と私立高校のあり方というふうな部分も報告の中で提言していただくような形にしたいと思っております。

○岩淵誠委員 私は、私学の経営のあり方によっては、地域における県立学校のあり方、規模にも大きく影響する地域があるということを踏まえて、そこはどの程度の取り上げ方なのかわかりませんが、ぜひ留意をしていただかないと地域全体の私立、公立にかかわる高校教育という観点からも、議論をしっかりとしてもらわないといびつな形になってしまうと思うのですが、その辺、教育長いかがですか。

○高橋教育長 確かに御指摘のように、岩手県の生徒たちの学ぶ環境を整えていくという観点からいけば、これは公立、私学、一体となって全体のそういう基盤ができているというふうに思っております。一方、私立学校にはそれぞれの経営理念がございますし、経営ビジョン等ももちろんあるかと思えます。その辺の状況等、ただいま申し上げた連絡協議会の中で、その状況を十分認識させていただきながら、今後の検討委員会の中でもそういう状況も踏まえつつ、一定の方向性を出していただけるように委員の皆さんに御議論いただき、またそれを踏まえて県教育委員会としての方向性を出していきたいと思えます。

○岩淵誠委員 それからもう一点、高校再編の観点で、地域バランス、地域特性というお話が、答弁でも出ていたかというふうに思えます。今までの高校再編の中では、これはどうしても山間地、そして人口の少ないところの高校が閉校して、旧市街のところの高校と一緒に、校舎も旧市街のところになるというケースがほとんどでございます。そのことについて検証が必要ではないかと。地域バランス、地域特性ということをやうたうのであれば、今合併して、地域というのは大きくなっていますが、例えば本当に地域の公立高校が旧市町村、特定の市町村にだけ集中して存立するというのが果たしてこれはどうなのだろうか。やはり中心部とそうでないところとの新たな格差を生むのではないかと、負

担の問題ですね。そういったところもぜひ検証をするような議論があってしかるべきだし、そういった中で、本当の地域バランスとか地域特性、もちろん教科の地域特性というものもありますけれども、設置をするという意味での地域バランス、地域特性という議論を公平にされるのではないかというふうに思うのですが、そういったところについて検証というものを懇談会の中で、事務局として県教育委員会は考えておられるのか、お示しいただければと思います。

○木村高校改革課長 私どもの検討の趣旨に関してでございますが、教育に関しましては、こういう高校再編に関しまして一番重要なことは教育の質を確保することと、能力に応じた教育が受けられるようにというふうなことが大事だというふうに思いますので、委員御指摘のとおり合併した学校が、地域がどういうふうになっているかというふうな部分の検証も含めて、委員の皆様のように御検討いただくような形で資料はお出しした上で議論していただきたいというふうに思っております。

○岩淵誠委員 その質の中には教育環境がある、教育環境の中には当然地域的な部分でより伸び伸びと教育環境の整備という意味でいえば、既存の学校の校舎の位置も含めてこれは当然議論をしなければ、議論としては浅いものになってしまうので、そして結果とすれば地域の中に十分な合意が得られないきっかけになってしまうのではないかと大変危惧しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小西和子委員 まず、今年度から始まりました高等学校等就学支援金制度、要するに授業料の所得制限ということになったわけですがけれども、学校現場からさまざまな課題、問題点が上がってきているかと思えます。その問題点と対策について、まずお伺ひいたします。

○小畑予算財務課長 今回始まりました高等学校等就学支援金制度についての問題点とその対応でございますけれども、今年度新たに導入されたということでございます。しかも、現在の2年生、3年生は旧制度と並行してというふうなことでございますので、まず保護者の方々には誤解が生じている面もあり、生徒の方々に不利益が生じないよう円滑な運用が必要と認識しているところでございます。そのため、十分な周知というものが必要と思っております。今年度におきましては、4月の認定申請事務ですとか、あとは5月に受給資格の認定事務があるわけでございますけれども、各学校において関係書類を配付した後にさまざまな機会を捉えまして、繰り返し提出について申請の漏れがないように周知したということでございます。今後におきましても引き続き、現在中学校3年生、これに対する周知も含めまして各学校の実態、あるいは意見等も踏まえながら周知活動をし、生徒や保護者のプライバシーに留意し、配慮し、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小西和子委員 そのとおりだと思うのですが、現場が困っていることは何なのかということ把握していただきたい。何が困っているかといいますと、母子家庭だったり父子家庭だったりするところは、いつ離婚したのかまで書かなければならないのです。そ

れを事務職員の皆さんとか担任が聞き出さなければならないのです、とても大変なことなのです。だから、最初から申請の書類がもう少し、そういうのをいちいち個々聞かなくてもいいような中身になっていけばいいのですけれども。それから事実婚の場合とか、本当に光を当てなければならない家庭の子供が対象になっていないという例があるのです。そして、何度も連絡すると、もういいですと、もうたくさんですと、私たちは授業料を納めますと言うのだそうです。そういうところまで実態を把握していただきたい。本当に困っている御家庭がたくさんあるのだということをしっかり受けとめていただきたいと思います。

それから、4月というのは一昨年度の分ですよ。また、6月、7月か、また昨年度の分の書類を上げてもらうということで、現場はまず大変です。今は新1年生の分だけですけれども、1年ごと、今度は2年生の分、その次は3年生の分ということになって膨大な書類、個々の家庭の事情に合わせた、そういう働き方をしなければならないということで、いかにこの改悪というのがひどいものかということをお県教育委員会も認識していただいて、その対策をとっていただきたいと思います。今の話だと、そういう問題点はまだ県教育委員会には届いていないのだなと思って、ちょっとがっかりいたしました。

それから、あわせて給付型奨学金の話が出ていましたよね。そのことについて、現場のほうにはパンフレットか何か渡ったようではございますけれども、給付型奨学金についてはどのようなお伺いしたいと思います。

○小畑予算財務課長 まず、最初にお話ございました母子家庭の関係でございますけれども、確かにそういうようなお話は承っております。ただどうしても認定の確認を世帯の所得でやらざるを得ないということがございまして、そういう点で若干そういうふうな証明が必要ですよというふうな話をさせていただくこともございます。いずれこの点につきましては、県教育委員会と各学校でワーキンググループを持ってございまして、この件でも意見をいただきながら、必要があれば国に対しても申し述べてまいりたいと思っております。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 奨学のための給付金について私から御回答申し上げます。この給付金は7月1日を基準日としておりますので、現在制度概要について県のホームページに掲載しているほか、5月1日に生徒、保護者への周知について各高校に依頼をしたところですし、それから近日中に保護者向けのパンフレットを配布して申請の受け付けを始めることとしております。

○小西和子委員 では、次に公立学校教員採用について伺います。現状、例えば2013年度は募集、応募したうち何人合格したかということですね。それから課題と思われること、あとは何度も言いますが、県内の講師の現状というものを県教育委員会であればきちんと把握していなければならないと思うのですけれども、講師の人数、それから年齢別、あとは経験年数、四十何歳になっても講師で頑張っている方もいらっしゃると思いますけれども、大体のことでいいですからお願いします。

それから、岩手県は全く優遇措置というのはないのですけれども、ほかの県で講師経験者への優遇を行っているところが何県かありますので、その実態について伺いたいと思います。

○**金田参事兼教職員課総括課長** まず、教員採用試験の現状、それから課題ということでございますが、倍率で申し上げたいと思いますが、平成26年度、昨年度の試験でございますが、全体の受験倍率は9.1倍になってございます。最近の状況を見ますと、5年ほど前までは十二、三倍という状況でございましたが、ここ3年、約9倍から10倍程度ということで、少し倍率が下がってきているというふうに思っております。

それで課題でございますが、基本的には受験数自体は10倍程度でございますので、ある程度の人材は確保できているというふうに考えておりますが、小学校以外の校種で、特定の教科で受験者が少ないというところがございます。例えば中学校の数学、理科、それから高等学校ですと工業、水産、それから特別支援学校ですと理科、数学の免許を保有している特別支援学校の応募者というような形で、少ないところが出てきております。その辺の人材確保の面の不安を感じているというところがございます。

それから、講師の現状でございますが、まず講師の人数でございますが、本年の5月1日現在で申し上げますと、小学校で307人、中学校で253人、高等学校で360人、特別支援学校で144人となっております。年齢構成につきましては、調査時点がちょっと違うので、今お話した数字とはびったり一致しないのですが、おおむねで申し上げます。小中学校では20歳代が約40%、30歳代が約35%、それから40歳代以上が約25%となっております。高等学校では20歳代が約60%、30歳代が約25%、40歳代以上が約15%となっているところでございます。経験年数別のお話もございましたが、それについては把握していないものでございます。

それから、他県で講師の経験者に対する優遇と申しますか、配慮ということですが、トータルいたしましたところ、いわゆる東京周辺の大都市圏を中心に14から15県において、一定の講師経験を有する者について、一部試験の免除等を行っている例があるというふうに把握してございます。これらの大都市圏については教員確保に相当苦労しているという状況がございまして、人材確保のためにこういう措置をとっているのかなというふうに考えているところでございます。

○**小西和子委員** ありがとうございます。ここ二、三年、倍率が減ったというのは恐らく大都市圏に持っていかれているのですよ、みんな。こっちでも試験をやっていますからね。せっかく岩手県で培った、その力のある教員がどんどん流出しているということだと私は捉えております。とにかく小、中、高、特合わせて1,000人以上の講師の方々岩手県の教育を支えているということは重く受けとめなければならないと思います。そして、その労働環境だったり、条件というのはかなり厳しいものがあります。

でも、私たちが若かったころと申しましょうか、そのころは講師というのは本当に少なかったのですけれども、総枠採用制になってからぐんとふえてしまって、このような状態

になっておりますので、30代、40代の講師の皆さんが正規に採用してもらえるような特例といいたいでしょうか、優遇措置をとるべきだと私は思います。ちょうど試験の時期が夏休みに入る直前なので、とても忙しい時期なのです。だから、熱心に学級経営とか何かをしている講師の先生は、採用試験に向けて勉強なんてとてもできません。寝る暇さえ惜しんで仕事をしていますから。そういうことから、先ほどお話がありましたけれども、一次試験免除というのもありましたし、論文や面接を重視しているというところもあります。それと、一芸に秀でていたならばというようなこともありましたし、何と神奈川県は、年齢要件を採用時満60歳未満に拡大したということで、年齢の幅もどんどん広げているし、一次試験についても論文、面接、適性試験などにしているところもあります。岩手県の教育をこれまで支えてきた方々が、正規で働けるような、そういうようなことを今後考えていっていただきたいと思います。教育の御所見を伺います。

○高橋教育長 お話にございましたように、岩手県の教育は正規教職員と、それから常勤、非常勤の講師の皆さんと力を合わせて推進されているということでございます。これは少子化が進んできている中で、どうしても多くの採用ができないということもございまして、そういう状況になっておりますけれども、職員採用に当たっては、基本はいかに有為な人材を確保するかということもございまして、あとは、その考査におきましては、その能力実証をどのように見きわめるかということもございまして、その辺はさまざまなやり方があり、現行の制度が将来的にもこれをコンクリートするということではなくて、そのときどきで時代に合った採用のあり方というのが考えられてしかるべきだということに思っております。

講師の方々が仕事をしながら勉強しているという実態もございまして、それから、あとは大学を卒業した直採の人たちも、その職員を目指して一生懸命に頑張っている、それは仕事を通じて頑張っている、勉強を頑張っている、それぞれの事情はあろうかと思っております。そういう中で総合的に勘案して、どういう試験制度のやり方がいいのかというのは、これは引き続き毎年度検証しておりますので、そういう中で検討させていただきたいというように思います。

今時点で講師経験者は一次試験免除というようなことは、考えておりませんが、これは将来的な課題として十分そういう御意見を踏まえながら具体的な対応を、受験者の倍率等も見ながら検討していく問題かなというように思います。

○小西和子委員 県外教員の特別選考ということで3月19日に発表しております。ですから、なかなか採用にならない講師の中には、家族も抱えて生活が大変だという方は一度県外に出て、3年経過したら、それで戻って来ようかと、そう言っている方までいらっしゃるということですので、例えば1回一次試験に合格したら、次からは一次試験免除だとか、そういう何か優遇措置をとるべきではないかと思っております。

それから、300人以上の退職者が数年後から十数年続きますけれども、そういうベテランの人たちががばっと抜けた後をフォローするのも経験豊かな講師だというふうに考えま

すので、よろしく申し上げます。

次に、多忙化解消ですが、世界最悪の労働環境ということでOECD調査でも明らかになりました。生徒と向き合う時間が足りないということで、現場からは悲鳴に似た声が上がっております。盛岡市内ではこれまで2人、さっきまで元気だった方が亡くなるというようなことが続いております。こういう現状を変えていかなければならないというふうに私は考えております。まず一つは、世界最悪の労働環境についての所見と、この現状をどう変えていくのかと、それから健康診断後、要検診とか何とかになっても、どうなのでしょう、学校現場が忙しいので受けていない人もいるのではないかというふうに聞いておりますけれども、とにかくどこか改善しなければドミノ倒しになるなというふうに思います。まず、多忙化解消について、今の質問についてお答え願います。

○**金田参事兼教職員課総括課長** まず、先日公表されましたOECD国際教員指導環境調査というものでございます。日本の中学校の教員の1週間当たりの勤務時間が、参加国では最も長かったという結果でございます。中身を見ると、日本の場合は課外活動の時間、それから事務的業務というところがほかの国と比べて長いという結果が出ております。この状況につきましては、本県も多忙化解消というのが大きな課題というふうに認識しております。これまでワーキンググループの提言などを踏まえていろいろ取り組んではおります。ただ、いずれそういう実態ということも今回明らかになりましたので、さらに現場のほうといろいろ話し合いながら何とかしていかなくてはならないなというふうに思います。今回の結果が出たことで、国のほうもこれで把握いたしましたので、国のほうでも何らかの対応というものをこれから検討されるということを私どもも実は期待しているところでございます。

それから、教職員の健康管理のところでございます。在職中の死亡というところも昨年度8人ほどですか、いました。いずれ病気の早期発見、そして早期に治療していくというところが一番大切だなというふうに思っております。まず定期的健康診断、各種のがん検診などの体制を整えているところでございます。そして、そのほかに共済組合でございますけれども、人間ドック事業をやっておりますので、何とかそういうのに多くの方々に申し込んでいただければなというふうに考えているところでございます。

それから、健康診断後でございますが、いずれ異常所見があった場合は、産業医による指導管理票というのが通知されます。それで医療機関への受診ということにつなげていくというやり方をとってございます。それから、胃がん検診、大腸がん検診につきましては、精密検査が必要となった職員については所属長へもお知らせいたしまして、早期受診を働きかけるということを依頼して、何とか早期発見、治療に結びつけたいという取り組みを行っているところでございます。

○**小西和子委員** しっかりとやっていただきたいと思います。あした病院に行こうというふうに言っていた方が、その前の日に亡くなったということもありました。そういうことのないようにしていただきたい。

それから、何でもかんでも学校、学校と、いろいろなことが入ってくるのですよ。何にも外部のことが入らないで1日授業をすることは本当に数えるくらいしかありません。きのうも私は質疑をしましたけれども、絵画コンクールだ、土日に何とかの書類を出してくださいだとかというふうに学校は何でも屋になっています。そこをもっとこそぎ落として、本来何が大事なのかというところで県教育委員会から指導していただきたいと思ひますし、県教育委員会が県立学校に入って、その学校、その学校の多忙化を解消しているということは本当に高く評価したいと思ひます。それを小中学校でもぜひやっていただきたい。

不夜城なんていう学校もあります。ひと昔前ですけれども、家族と一緒に夕食をとって、ちょっと仮眠をして、真夜中に学校に出て仕事をして、朝方、また食事に帰るとか。帰る教員と出てくる教員が交差しますので不夜城、電気が全然消えない学校なんていうこともあります。熱湯ガエルと言ひまして、それになれてしまうと当たり前になってしまうのですね。残業代も何も出ない中でそうやって働いていますので、命を守るためによろしくお願ひします。

最後です。山田町にゾンタハウスというのがありまして、児童生徒、中学生が対象だと聞いていますけれども、学習支援室のようなのをやっております。NPOの支援と、一般の方々からの支援等で運営しているのですけれども、被災市町村ではそういう子供たちの居場所づくりが大事だと思うのですね。ただ4年目に入りましたので、だんだん手を引いているところもあるやに聞きます。県内の現状と課題についてお伺ひします。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 子供の居場所についてでございますが、今委員御指摘のNPO等によります沿岸被災地の中学生や高校生の学習支援につきましては、昨年度におきまして9市町村、24カ所において行っております。放課後や休日において児童生徒が集中して学習に取り組む場の確保に努めているところでございます。そのほかNPO等による支援ではございませんけれども、放課後の安全安心な居場所づくりということで、放課後子ども教室というものも実施してございます。

一方で、まだ多くの児童生徒が応急仮設住宅等に入居していることなどから、安全安心な環境のもとで学習できる場を確保するということは、そういう取り組みを継続する必要があるというふうに考えておひまして、今後も各市町村ですとかNPOとも連携しながら、児童生徒の放課後等における居場所の確保に努めたいというふうに考えてございます。

○**小西和子委員** 狭い応急仮設住宅では個々に学習する場もなかったりしております。それから学習もそうですし、食事も提供しているところもあつて、家族も一緒にいただいたりしているというようなことも、どこかではあつたというふうに記憶しております。孤立しないで多くの方々とは交流できるような場をこれからは県教育委員会として意識してつくっていただければと思ひます。

○**斉藤信委員** 最初に5月31日に滝沢市の中学生が自殺をしたと、この点について滝沢市の教育委員会と学校は、この間どういう対応をしてきたのか、時系列でお示しいただきたい。

○大林生徒指導課長 滝沢市の対応についてお答えいたします。

5月31日にその事案が発生して、翌日滝沢市教育委員会と、あとは学校、その中に滝沢市の要請に応じまして県の教育委員会の指導主事、あとは緊急派遣のスクールカウンセラー一等を交えまして、今後の対応等について協議をしたというのがスタートになっておりました。

その後、全ての報告が県のほうに来ているわけではございませんけれども、遺族の意向を最大限に尊重しながら保護者説明会を開いたり、あとは調査をしたりというふうなところで、現時点では全校生徒、保護者へのアンケート調査の内容集約をしておりまして、その後、学校で生徒からの聞き取りなどをしており、これを市教育委員会と一緒に事実関係を明らかにしていくというふうに伺っておりますし、調査の回答の人数が大変多かったというふうなこともありまして、聞き取りに時間がかかっているのです、当初の予定されていた保護者説明会等が延期になったというふうに伺っております。

○斉藤信委員 時系列でもっと正確に、この間どういう対応をしたのか聞いたのですよ。例えば保護者説明会は6月5日でしょう。その前にクラスで、この自殺した生徒の遺族に対して、生徒に進上書を書かせているのではないですか。知っていますか。

○大林生徒指導課長 その件については、わかりません。

○斉藤信委員 私が知っているのに、あなたが知らないというのは不思議でならない。私は、県教育委員会のこの問題に対する姿勢が厳しく問われていると思いますよ。

それで、6月5日に保護者説明会がありましたが、その前に、クラスで進上書を書かせているのです。その進上書の中にもいじめたということが書かれているのです。そして、6月5日に保護者説明会には、途中からこの父親が参加していたのですね。話を聞いていて、いじめがあったと、いじめを聞いたという声が保護者からたくさん出て、そしてそれでも学校はいじめがあったどうかは判断できないと、こういう態度に終始をした。だから、この遺族の父親は、もっと学校は真剣に対応してほしいとこう述べて、いじめのアンケートがこのようになったということでしょう。保護者説明会のやりとりは詳しく聞いていますか。

○大林生徒指導課長 先ほどの私の発言を訂正したいと思います。進上書をクラスで書かれたということではなくて、いわゆる亡くなった子どもに対するメッセージ的なものを書かせたというふうに確認というか報告をいただいております。

あと6月5日の説明会の中で、亡くなった子供の保護者が出ていて、そこで発言したということも聞いております。

○斉藤信委員 保護者説明会でのやりとりの詳しい内容について、あなたは聞いていないのですか。私はそれを聞いているのです、私は。

○大林生徒指導課長 保護者説明会は、全部で3時間近く行ったということは聞いておりますけれども、その詳細、全部について滝沢市のほうからの報告は来ておりません。

○斉藤信委員 6月1日に市の教育委員会、学校、県教育委員会、県教育委員会が派遣す

るスクールカウンセラー、ここで今後の対応を検討しているのに、県教育委員会はここに参加していなかったのですか、保護者説明会に県教育委員会から参加していないのですか。

○大林生徒指導課長 参加しておりません。

○斉藤信委員 6月5日の保護者説明会でも保護者から、たくさんいじめを見た、いじめを聞いたと、こういう発言があったのです。ところが、6月6日に市の教育長が記者会見をやった。ここでどんなことを言ったか、これ新聞報道ですよ、新聞報道。生徒の父親から原因を詮索することは望んでいない、調査は要望しないと話があった。再発防止のため原因究明は必要だと話した。中学校は、いじめは確認しておらず、理由は不明としていると。大体ね、5日の日に遺族の父親自身が詳細な調査と説明を求めているときに、翌日の記者会見がこういう中身というのは異常ではないか、そう思いませんか。あなたはこの新聞記事見ましたか。

○大林生徒指導課長 滝沢市のほうでは、いずれ遺族の意向を尊重しながら6月5日以降も対応しているというふうな報告を受けておりますし、あと記者会見の中身につきましては私も新聞記事では読みました。

○斉藤信委員 3時間に及ぶ保護者説明会でさまざまな、具体的、リアルな発言が出された翌日に、教育長がこういう発言しているというのは、事実にも反するし、姿勢が問われることだと思います。それでこの間、市の教育委員会は、全校生徒、保護者、教職員のアンケートを行うとやりましたね。いつ、どのようにこのアンケートを行って、その結果はどうだったのでしょうか。

○大林生徒指導課長 生徒、保護者へのアンケートは6月10日だったかと思いますが、生徒を通して各家庭に配られて、それを11日から2日ぐらいのところで学校で回収をしたというふうなことは話を聞いておりました。その中身、詳細についてはどういう中身だったかということについては、現段階では滝沢市のほうからは報告は来ておりません。

○斉藤信委員 私は、あなたの姿勢を本当に不思議だと思う。いいですか、アンケート調査の結果については新聞で報道されているではないですか。これは、26日の市議会全員協議会で報告したのです。生徒705人中695人が回答して、うち生徒の27%、保護者は692人回答して、22%がいじめを見たり聞いた旨の情報を寄せたと、この新聞報道されたことも聞いていないのですか。

○大林生徒指導課長 新聞記事については私も見ましたし、現段階で、その22%の情報があったものをいろいろ精査しながら、真実について解明をしているというふうに伺っております。

○斉藤信委員 教育長、あなたはこれ説明聞いていますか、報告受けていますか。今のような話だと、県教育委員会は全然やる気がないという意味だよ。26日の市議会全員協議会で公式に報告しているのですよ、これ。教育長は報告を受けましたか。

○高橋教育長 今回の事案につきましては、これは岩手県内の学校で子供の命が亡くなったという重大さについては、我々重く受けとめなければならないというように思っていま

す。

そして、その事案が起きた直後、その原因を特定することが、さまざまな情報の中でできないということで、いじめとの因果関係があるかどうかは確認できていないというような、スタート時点でそういう話があったということと、それからそれ以降に、いろいろ保護者会でありますとか遺族との接触、それから保護者会の説明、アンケートを実施する等々については情報提供をいただいています。

ただ、いずれこの問題につきましては、これは市町村立学校で起きた問題でございます、その原因を一義的に究明するという当事者は、これは県教育委員会も教育という面では、広い意味でのかわりは当然でございますけれども、一義的には滝沢市の教育委員会と、それから学校のほうで、その運営、原因も含めまして、その辺を明らかにするということが我々は正確な事実が明らかになることを期待しているところでございます。

○**斉藤信委員** 教育長は随時報告は受けているということですね。生徒指導課長、ちゃんとあなた答えてくださいよ。私は報道された事実、市議会全員協議会に報告された事実をあなたに確認しているのですよ。あなたは受けていないと言っているんだ。教育長は受けていると言っているんだ。どっちが正しいのですか。

○**高橋教育長** 私が申し上げましたのは、時系列でこういうことがあったということについては、市の教育委員会のほうから情報提供を受けているということと、それから新聞情報でその事実を見ているということでございまして、詳細にどういうやりとりがあったとか、そういうことについての情報提供は、具体的なものは見ておりません。

○**斉藤信委員** 私は公式の事実について聞いたのですよ、26日の全員協議会に報告された中身を報告を受けているかと。新聞報道で、生徒27%いじめ記載と。この市議会全員協議会に報告された中身について、教育長は報告を受けましたか。

○**高橋教育長** 新聞情報では見ましたけれども、市議会のやりとりの内容を、具体的に市教育委員会のほうから情報提供はあったという記憶はございません。

○**斉藤信委員** 新聞報道されても確認もしない、聞きもしない。少し異常ですよ。これだけ岩手県の教育にとって、文部科学省が言ういわゆるいじめ対策法、基本方針から見て重大事態ですよ、これ。それで、695人の生徒がいじめを見た、聞いたと答えているのですよ。これは客観的には、いじめがあったということですよ、客観的には。問題は、そのいじめが自殺とどういう関係があったのかという因果関係を私は丁寧に調査すべきだと思うよ。しかし、これだけの生徒が、父母が、いじめがあった、見たと言っているときに、いまだにいじめの事実を認めていないのが学校なのです。この調査委員会というのは、実は6月10日につくられています。これは学校長が責任者で、副校長が副責任者でね。私は、責任者がこういう調査結果が出ながら、いまだにいじめの事実を確認できないと。こんなことでまともな調査ができますか、まともな対応ができますか。父母や生徒からは疑問が広がるだけですよ、こんな調査をやっていたら。そうは思いませんか。

○**高橋教育長** 市議会を含めまして、あとは学校での具体的なアンケート調査の分析等、

現在なされているということでございますので、その中で明らかにその事実が浮き彫りになってくるとことを期待しているところでございます。

○齊藤信委員 文部科学省のいじめ防止のための基本方針から見て、私は既にこれは重大事態と、こういうふうに判断して、それにふさわしい対応が今求められていると思うのだけれども、どうですか、文部科学省の方針から見て、今の事態というのは重大事態という、そういう事態ではないですか。

○大林生徒指導課長 言葉足らずのところ申しわけありませんでした。今の齊藤委員の御指摘のとおり、いじめの可能性は当然否定できませんので、いじめ防止対策推進法でいえば重大事態に当たる対応であるというふうに考えております。よって、現在新聞報道で21%の訴えがあったというようなこともわかっておりますし……

○齊藤信委員 27%。

○大林生徒指導課長 失礼いたしました、27%ということもわかっておりますし、その中身について、聞き取り調査をしながら精査をしているというふうなことと思います。今後は、そのことを調査結果の中身を遺族に伝えながら、遺族が、例えば再調査を望む、追加調査を望む等々、あとはその上で例えば第三者的な方が調査に入りながらというふうなことも滝沢市としては視野に入れているものと思います。

○齊藤信委員 文部科学省のいじめ防止の基本方針の中身はこうなっているのです。その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態にかかる調査を行うため、速やかにそのもとに組織を設けることとされていると。この組織というのは、当該調査の公平性、中立性を確保するように職能団体、大学、学界からの推薦により参加を図ることと、こうなっているのです。私は、最初は、市教育委員会は教職員の調査も行うと言っていたけれども、教職員の調査結果は何も示されていない。やったのでしょうか。

○大林生徒指導課長 自殺事案が起こった場合は、まず真っ先に教職員からの聞き取りというふうなことをやることというふうになっておりますので、それは第1週の段階でやったものと思います。

○齊藤信委員 余りにもピンぼけの話で、6月6日の記者会見で全教職員、全生徒、保護者のアンケートをやると記者会見をやっているのですよ。そして、教職員のアンケート結果はいまだに明らかになりませんね。何でなのでしょう。余りにも認識にずれがあるのではないかと思いますよ、いじめを把握していなかったというような。だから重大事態がわからないのです。こうなると、学校は当事者なのです、いじめの。わかりますか。いじめの当事者が調査をしていただめなのです、第三者が入ってしっかりやらないと。今の状態というのは学校当局、校長先生が責任持って調査するような段階ではないと思いますよ。そう思いませんか。

○高橋教育長 学校がいじめの当事者かどうかというのは、さまざまな見方があるかと思いますがけれども……

○齊藤信委員 いじめにかかわるだよ。いじめをやったなんて言ってない。

○高橋教育長 いずれ市のほうでは、ただいま委員の話にあった第三者委員会も含めて、まずアンケート調査をやった上で、その状況を見ながら、それも視野に今後具体的にその辺の事実関係を明らかにしていくというような話をしているように把握しておりますので、そういう方向で動かれることを視野に入れているということを実態として私も承知いたしております。

○斉藤信委員 地元のうちの市議会議員が保護者から相談を受けました。複数の保護者です。私のところには匿名の告発の文書も届きました。中身がほぼ一致しているので、私は大体これは整合性があるなと思って、ここでお聞きしますが、保護者はこう言っているのです。いじめについて、1回目の保護者会の際に、タイヤに画びょうを刺されていたとか、生徒がトイレで泣いていたという報告が既にこの時点で出されていたと。

実は6月11日配布で、12、13日回収で、これは学年のアンケート。自殺した生徒に関するアンケートをやったと、そのあとクラスごとの事情聞き取りをやったと。

2回目のアンケートは6月16日配布、17、18日回収。これは全学年生徒、保護者に対して行った。

何で1回目、学年アンケートをやったのに、また2回目やったのかということでも、1回目の結果も示さないでやるのかという、こういう疑問を一つ保護者は持っています。だから調査の内容は、あなた方もよく把握してください。

そして、いじめを訴えた。これ記名式でやったのです、このアンケートは。本当に勇気のあるアンケート、これがいいか悪いか、私は簡単ではないと思うけれど、勇気を持っていじめを訴えた生徒に対して、学校側はクラスごとに聞き取りをやっている。こういう聞き取りです。おまえ本当に見たのか。それがいじめだったのか。それがいじめと言えないなら、いじめはなかったことになる。それでいいな。こういう聞き取りだったというのですよ。私に対する告発では、こういう告発ですよ。実名を書いたら内申が悪くなる。本当に見たのか、責任を持てるのか。保護者に対しても内申が悪くなりますよ、それだけはわかってくださいと。こんなことはあり得ますか。これは調査になっていない。恫喝にしかかっていない。いじめの調査というのは、そのいじめが自殺に関連があるかどうかというのは、これ専門家が判断するのです。第三者が判断すべきなのです。どういういじめがあったのかという事実の確認を私はしなくてはならない。しかし、今のような聞き取りは違いますよ、全然。事実を聞き取ればいいのです。その事実を積み上げて因果関係を判断する。ところが、それがいじめかどうか、子供たちに迫っているわけですよ、責任持てるかと。こんなのは調査にならないと思いますよ。

そして、先生はないと思っている。こういう調査だったら、まともな調査にならないし、教師と生徒の信頼関係はなくなると思いますよ。こういうことは、私はきっちり確認をして、そういう意味でいくと学校、校長任せの調査では、もう本当に信頼関係が崩れるだけだと、本当に客観的に子供の立場に立って、子供たちに寄り添ってやる必要があるのではないか。ここまでで見解を聞きましょう。

○高橋教育長 先ほど重大な事案が起きたという話を申しあげましたけれども、それ以降、県教育委員会と市町村教育委員会でいろいろ話をさせていただいております。といいますのは、これは命が亡くなったということですし、そういう声があるというようなことも聞こえてまいりましたので、いずれこれは文部科学省、それから県のほうの方針等も踏まえて、重大事案ということ为前提に詳細な対応、また丁寧な対応をしてほしいという要請とあわせて指導を行ってきております。

そして、私も市町村教育委員会のほうと話をいたしましたけれども、これは一定の方向性を決めつけて事実関係をそれでまとめていくということではなくて、客観的な情報をもとにきちっとその対応が、客観的な事実が得られるように丁寧に対応してほしいという要請をこれまでできておまして、市のほうでもそうことでやっていきたいという話をお伺いしておりました。

今齊藤委員からお話のありました匿名の具体的な内容については、今お話をいただきましたので、そういうようなアンケートの中で具体的にそういう話があったのは事実かどうかという問題もあろうかと思えます。ただ、そういう投書があったこと、そういう話の内容があったことについては市教育委員会のほうに伝えたいと思えます。

○齊藤信委員 私によこしたのは匿名だけれども、うちの市議会議員には、直接保護者が訴えていますので、それは同じ内容だということを使ったのです。だから、全てが匿名だということではないです。

それで、私はいじめの問題というのをこの間何度も取り上げて、全ての学校で本当にいじめをなくす、いじめが発見されたときには学校を挙げて、全教職員が一体になって取り組むということを取り上げてきました。そこで、大津のいじめ事件のときの教訓の話をしたいと思うのです。あそこは、なぜ当初失敗したかということ、一貫して、いじめは確認できておりません、自殺と関係性は確認されておりません、こういう対応を学校がしたのです。市の教育委員会もしたのです。最初から結論ありきなのです、いじめを訴えられてもですよ。私はちょっと似ているのではないかと思っていますよ、滝沢は。これだけ大規模にいじめを見た、聞いたと告発されているときに、いまだにいじめがあったかないかということ認めていないのです。これは、調査としては大変異常なことだと。そういう対応をしているから、子供たちとの信頼関係が崩れつつある。そして、本当に子供たちの立場に立って一緒に解決しようというのではなくて、恫喝まがいの調査をしている。これは大変深刻な問題です。大津のときには何でこんなことが起きたかということ、学校が一番最初に相談したのは弁護士だった。弁護士と相談して、いじめは認めるが、いじめとの因果関係は認めないという基本方針を立ててやったのです。弁護士と相談したという経過はないでしょうか。

○大林生徒指導課長 第三者委員の中に弁護士とか精神科医とか、そういうものは考えているというふうな話は聞いておりますけれども、実際に弁護士に相談した云々ということまでは確認しておりません、わかりません。

○**齊藤信委員** 実は大津のときには、弁護士との相談というのは最後まで隠していた。第三者委員会の調査でわかったのです。こういうことは、私はないとは思いますが、しかしこの1カ月余の経過を見ると、学校と市の教育委員会は子供たちの立場に立ってやっているのかという、残念ながら疑問を持たざるを得ない。私はそういう意味で、この問題は滝沢市の問題であり、しかし岩手県の子供の命がかかわった教育そのものが問われる問題で、この事件は突発的な事件ではないですから、それなりの深い背景があって、ある意味でいくと、その問題がそのまま放置されたまま今も続いているということなのです。そこでも重大性を認識して、よく連携してやってください。基本的には滝沢市教育委員会が責任を持ってやることだけでも、こういうときこそ県の教育委員会はきちんと指導援助して、疑惑が持たれないように、よくやっていると思われるような取り組みをぜひやってくださいよ。

○**高橋教育長** 事案が起きた当初から、子供たちのサポートの関係でございまして、それからあとは学校での具体的な対応、それから市教育委員会の対応、その指針等も含めまして丁寧やってほしいという話をしてきておりますし、具体的に指導主事等も派遣いたしまして、情報共有をしていると。そういう中で、十分に市町村教育委員会と県教育委員会とが主体的な立場で連携を図りながらやっていこうという話をさせていただいております。今後とも丁寧に対応していきたいというように思っております。

○**齊藤信委員** 指導主事を派遣しているなら、こんな意思疎通の悪い答弁にならないでしょう。隠しているとしか言えない、県教育委員会は。本当に意思疎通を図ってやってください。もう時間がないので、あとは最後は箇条書き的にその他の課題についてお聞きします。

高校再編の論議がありました。私はこのスケジュールに問題があると思っております。5回、年内に議論して、年内にも報告書をまとめると。わずか5回程度の議論で本当にまとまるのかと。私は第1回目の議事録を見たけれども、これは、これからの本当に一つ一つのテーマ、新しいテーマをやるには、県教育委員会のつくった素案を認める認めないの議論にしかこの程度ではならないのではないかと。4月、8月にブロックごとに、各地域で何をやるのですか、これ。素案も出さないでやるのでしょうか。私はそういう意味でいくと、きちっとした議論をすべきではないのか、このスケジュールと対応についてお聞きしたい。

それと、集団的自衛権の問題とかかわって、県内の高校生の自衛隊、防衛大学校などへの受験と入隊の状況、ここ数年来どうなっているか。私は、自衛隊というのは大震災のときには大変頑張って復興のために取り組んだけれども、しかし海外で戦争をしに行くということになると、これは話が違ってくると。私は、子供を戦場に送るなということが問われるような状況になるのではないかと、その点でまず今の実態をお聞きしたい。

最後に、応急仮設住宅からの通学生徒の状況、これをお示してください。

○**木村高校改革課長** 高校改革にかかります御質問にお答えいたします。在り方検討委員会のスケジュールの関係でございまして、現在5回を予定しておりますが、これは

平成 22 年に策定いたしました今後の高等学校教育の基本的方向というものについての見直しを行うというふうなことで、その中には、震災の影響なり、あるいは産業構造の変化なり、国の制度改正なり、少子化の進行なりというふうなこともあります。一応この基本的方向を見直すという点で、委員の皆様から議論いただくということで、5 回程度というふうに形にしておりますが、これは 5 回に決まっているものではなくて、検討の中でより検討が必要であるということになれば、延びていくような形になるものでございます。地域の皆さんであれ、各産業関係なり市町村の意見を十分伺った上で取りまとめていくような形にしていきたいと思います。

○**岩井高校教育課長** 自衛隊への就職の状況でございますが、自衛隊のほうから公表されておらず、高校教育担当で学校に対して調査いたしました。その結果でございます。平成 26 年 3 月、今年 3 月でございますが、受験者数は 103 名、就職者数は 98 名となっております。昨年、平成 25 年 3 月卒業生でございますが、受験者数は 189 名、就職者数は 95 名となっております。平成 24 年 3 月卒業生ですが、受験者数 180 名、そして就職者数は 85 名となっております。過去 3 年について調査いたしました。

○**松葉特命課長** 応急仮設住宅から通学している児童生徒についての御質問にお答えいたします。平成 26 年 6 月末現在では、小学校 1,134 人、中学校 692 人、合計 1,826 人でございます。昨年の同月は小学校 1,322 人、中学校 846 人、合計 2,168 人ございましたから、合計で 342 人減少しております。

県立学校は、全日制と定時制を合わせて、6 月末では 736 人でございます。昨年は 812 人ございましたから、76 人の減少というふうになります。人数的には昨年より減少傾向ではありますが、現在も 2,600 人近くの児童、生徒が応急仮設住宅から通学しております。

○**吉田敬子委員** 私からも滝沢市のいじめの件についてお伺いいたします。

斉藤信委員から質疑のあったところは抜かしつつ、もうちょっと県教育委員会としてももっと踏み込んでこれから調査、支援等に当たっていただきたいのですが。教育長のお話の中で、一義的には市教育委員会のほうだという話ではあるのですが、例えば今回、保護者への説明会というのが、事件が発生したのが 5 月 31 日で、説明会が 6 月 5 日と、5 日あいています。県教育委員会としては、例えば県内の学校でいろいろな事案があったときの保護者への説明会というのをどのように、すぐやるように指導しているのか。例えば同じ中学校で、生徒が逮捕された事件が、本当にすぐ、2 日、3 日前にあつて、そのときは 5 月 29 日に発生したその日に保護者に連絡がいて、すぐ次の日には説明会があつて、今回の事案は 5 日間あいたということで、その辺でも前回のときはすぐ保護者への説明会があつたけれども、今回 5 日もあいてしまったことで、すごく不安だったと。斉藤信委員にも匿名の手紙が届いているということですが、私のほうにも届いて、その後にも保護者の方に——この方とはまた別の方にいろいろ話を伺ったのですけれども——説明会のあり方についてお伺いいたします。

あとアンケートが記名式ということで、記名式だったから逆に書きづらかったというよ

うなことが投書にもあったのですけれども、県教育委員会としてはアンケート調査をする際に、どのような指導をされているのか。今回、スクールカウンセラーを2人、県教育委員会から派遣していますね、6月16日から18日の3日間。これは県教育委員会から派遣しているということで、これは県教育委員会としてもきちんとどういった生徒からの相談だったというのを把握しているかと思しますので、そのスクールカウンセラーを派遣したことで、今後どのように対応しようとしているのか。3日間ということで、この投書いただいたのは本当に最近のことなのですから、その保護者の方からは、いまだに生徒たちも不安を抱えたりしているということで、今後そういったスクールカウンセラーを改めて派遣することがあるのかどうか。そして、養護教諭を1人から2人に増員して、今年度は2人の体制をとるといったことだったのですが、普通こういった事案があるときに、県全体としてどういう指導をするか、統一性を持たせているのかをまず伺いいたします。

○大林生徒指導課長 まず、保護者会にかかわる部分で、重大事態とか自殺事案があった場合に必ず保護者会を開催しなさいとかというふうなところの話はしておりません。それは、これまでも県内で自殺事案があって、全ての学校で保護者会を開いているわけではありませんので、そこは学校とか、もしくは市町村教育委員会のところで保護者説明会の必要があるというふうに判断した段階で、今回は6日後になりますでしょうか、5日後になりますか、開催しましたけれども、一通りある程度、事案が、事実関係がさまざま明らかになって、その後しばらくしてから保護者会を開いたというふうな例も過去にはございますし、あとは保護者説明会等については開催しなかったというふうな例もございます。

アンケートの記名につきましては、そのアンケートのねらいということによって、記名するというふうな場合と記名しないという場合があります。今回については、いじめにかかわるアンケート、通常、学校で、例えば年に何回かやるという場合は、不特定多数のさまざまな情報収集というふうなことを考えながら無記名にする場合もあるかと思えますし、あとは学校によっては、あえて記名式になる取り組みもあると思えます。今回については、学校と、あとは滝沢市教育委員会のほうで相談をしながら、アンケート回収後のさまざまな聞き取り調査等々のことも考えて記名式にしたものと捉えております。

あとは緊急カウンセラーの派遣につきましては、先ほど3日間だけということでしたけれども、そうではなくて、5月31日の土曜日に自殺が発生しまして、日曜日に緊急カウンセラーと県の指導主事が市教委に泊まっているいろいろ話をしたのですけれども、次の日、6月2日の月曜日から、計3週間にわたりまして緊急カウンセラーを派遣しております。その中で、先ほど委員がお話をしました1日に2人体制で入ったというのは第3週目の3日間というふうなことでございます。

いずれその3週間につきましては、必ず学校の中にカウンセラーがいるというふうな日にちを設けて、例えばさまざまなストレスを受けるというような子供たちも当然出てくると思えますし、そういうふうな子供たちへのカウンセリングの対応とか、あとは教職員もさまざまな不安を抱えておりますので、そういうふうな教職員への対応というところ

で計3週間、先週末までカウンセラーが対応したというふうな経緯がございます。

○佐藤小中学校人事課長 重大な事案が発生したということで、学校の日常生活と本事案に対する詳細な対応が求められるということで、滝沢市教育委員会からの要請を盛岡教育事務所が受け、私どものほうで生徒指導の担当と相談した上で、養護助教諭を配置したということでございます。

○吉田敬子委員 保護者への説明会を開催しない例というのは、例えば具体的にどういものかを教えていただきたいことと、先ほどスクールカウンセラーの件で、今後の対応というのを伺ったのですけれども、3週間というのは今回先月末で終わったということなのですけれども、その後は特に必要ないという判断をされて、もう派遣されないのか、お伺いいたします。

○大林生徒指導課長 まず、保護者説明会のことにつきましては、特に自殺事案が発生した場合には、保護者の意向を最大限に配慮するというふうな、保護者というのは遺族の意向を最大限配慮するというふうなことがあります。過去の自殺事案が発生した場合には、当然その調査についてもさまざまなことを進める上で遺族の意向を尊重するという部分がありましたので、その遺族の意向の中で、保護者全体に対する説明会等は開催してほしくないというふうなことをもとに開催されなかったということもあるかと思えます。

スクールカウンセラーの配置につきましては、当該校につきましては週に1回、いわゆる配置型のカウンセラーというもの、現在もその方はいらっしゃるのですけれども、いずれ学校の要請、あとは市教育委員会の要請等で、まず3週間をめどに緊急カウンセラーの毎日派遣は終了して、ほかのところにつきましては、通常配置している週1回のカウンセラーのほうで対応しているという状況がございます。いずれ要請がまたございましたら、そこは改めて緊急カウンセラーの継続派遣というふうなことは可能ですので、そこは対応してまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 市教育委員会ともっときちんと連携をとって、こちらからも努めていただきたいのですが、斉藤委員からもありましたけれども、調査委員会の委員長が校長先生であって、第三者の方が入っていないような委員会になっていることもちょっと私は隠蔽しようとしているとまでは言いたくないのですけれども、何か閉鎖的になっているので、もっと県教育委員会というか、もっと外部の方も含めてやっていただけるような仕組みと、あとアンケートの結果の公表、教職員の方のアンケート結果も含めて、そこは県教育委員会として指導していくところだと思いますので、ぜひこれから努めていただきたいし、また今後こういったことがないように、もっともっといじめ防止対策に努めていただきたいと思えます。

○高橋元委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって教育委員関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働観光部関係の補正予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の7ページをお開き願います。平成26年度一般会計補正予算（第2号）のうち、商工労働観光部の補正予算は7款商工費の444万3,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の22ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の説明欄にございます地域資源海外展開推進事業費、これは新規事業でございます。この事業は、本県の地域資源を活用して海外における岩手県のブランド化を推進するため、本年11月にフランスのアルザス州で開催されるコルマール国際旅行博において、漆を中心とした情報発信、販路開拓を行うとともに、世界遺産平泉等の観光PRのほか、ILC実現に向けた取り組み状況や震災からの復興状況等の情報発信を行おうとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 フランスで行われる国際旅行博、これは毎年開かれているものなのか、どういう規模のものなのか。旅費は227万円ということですが、これは何人派遣をして、具体的にどういう活動というか、情報発信をやろうとしているのか。

それと、先ほど教育委員会でも審議したのだけれども、OECDの東北スクールに商工労働観光部からも観光情報、伝統工芸品を持っていくという話があって、それは教育委員会の予算ではないのではないかと私は指摘をしました。商工労働観光部からもしOECDの東北スクールにそういう伝統工芸品とか観光その他のPRで行くのであれば、きちんと商工労働観光部として予算措置もとってやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤産業経済交流課総括課長 コルマール国際旅行博に関しましてのお尋ねでございます。まず、毎年やられているか、あるいは規模等についてでございますけれども、こちらにつきましては今年度で第30回目の開催ということでございまして、規模につきましては、出展者は、平成25年の実績でございますが、約400団体あるいは企業、来場者としましては約3万人ほどという実績ということでございます。

また、こちらに関しまして、旅費を計上させていただいておりますけれども、内訳につきましては、今のところは7名の積算をしております、その内容といたしましては現場での活動内容にもかかわるのでございますが、漆をかくほうの職人の方々、また工芸品を

作成する際の塗るほうの塗り師の関係の方々、また学術関係から御経験のある人、その他事務局、そういったものを含めまして7名の積算をしておるものでございます。

また、発信の内容でございますが、こちらにつきましては本県の民間の国際交流団体と連携して、この展示会にブースを設置いたしまして、塗り師を中心としました情報発信、そして販路拡大、販路開拓のほうに取り組みますとともに、平泉の世界遺産やI L C誘致への取り組み、あるいは震災からの復興状況等についての情報発信をあわせて行っていきたくと考えております。

○永井企画課長 委員お尋ねの教育費の教育総務費で計上されてございますO E C Dのスクールの予算の関係についてでございます。この事業については、教育委員会及び財政当局とも内容について精査をいたし、また事業の復興教育という国際的取り組みの経過も含めて、商工費ではなく教育費での計上ということで、今回お諮りしているものでございます。

○斉藤信委員 教育委員会でもこれは議論したのだけれども、O E C Dの東北スクールの趣旨からいったら、商工労働観光部が行くのは伝統工芸品を持っていくと、だからこれはまた別な話なわけです。復興の問題とかそういうものとはまた違って、そこに便乗してやろうというわけだから。これ商工労働観光部何人行くのですか、ここに。きちんと商工労働観光部は商工労働観光部の役割を持って行くわけだから、これは別だと思えますよ。

○永井企画課長 O E C D東北スクールへの予算計上については、これはO E C Dの復興教育という大きな流れの中で、本県にとっては初めてでございますが、福島県、宮城県ということで事業は積み重ねておられたものでございます。そういう経緯を踏まえて、事業内容について教育あるいは商工という所管する部分はございますが、調整の結果、今般のような予算計上ということでお諮りさせていただくものでございます。

○斉藤信委員 商工労働観光部は何人行くのか、商工労働観光部は何をするのか、そのことを示してください。

○永井企画課長 この件につきましては、教育委員会から職員を派遣するというので、今教育委員会と対応を詰めているところでございます。人数等については、今後十分詰めてまいりたいと考えてございます。

○斉藤信委員 そういう曖昧な話ではだめなのだよ。教育委員会の場合は予算化されて、ちゃんと7人分の旅費が出ているのです。ところが、東北スクールと言いながら、生徒はたった2人なのです、行くのは。その他大勢のほうが多いわけだ。それと、実際に復興教育とは関係のないことを商工労働観光部はやるわけですよ。伝統工芸品を持っていくという話までしていますよ。担当はどこですか、商工企画ですか、それとも産業振興ですか。どこですか、東北スクール担当するのは。

○永井企画課長 商工労働観光部における予算の分掌としては、職制上、商工企画室がやっております。事業の内容については、伝統工芸品をパリのほうにブースで持っていくという観点から、担当してございます産業経済交流課等とも十分内容を詰めて検討してい

るところでございます。

○**斉藤信委員** あなたのほうから何人行くのか。熟していない話か、これ。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 今企画課長からお話し申し上げたとおり、まず県庁内では教育委員会と商工労働観光部と部局を超えた話し合い、調整をしております、その中で商工労働観光部が実施しようとする内容について、今のところ伝統産業あるいは伝統工芸品の情報の発信もすべきではないかという話になって、お互い承知してまして、その分につきまして当課、産業経済交流課のほうでどのような情報を発信したらよいかということについて携わらせていただいておりますけれども、具体的に職員を当課あるいは商工労働観光部から派遣するかどうかにつきましては、今のところは確定はしてございません。

○**斉藤信委員** わかった、まず。いいかげんだ。

○**高橋元委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例及び特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山村経営支援課総括課長** それでは、説明させていただきます。

議案（その2）、16ページから18ページであり、便宜、配付している資料により説明させていただきます。

初めに、1、改正の趣旨についてであります。今般中心市街地の活性化に関する法律が改正されました。改正内容は、点線囲みのおりであり、民間プロジェクトを経済産業大臣が認定し支援する制度や、道路占用の許可の特例等が創設されました。この改正に伴い、条例で引用している法律の条項が移動したことから、所要の整備をしようとするものです。

2、条例案の内容は、表に記載した二つの条例で引用している法律の条項の整理を行うものです。一つ目は、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例であり、この条例は知事と教育委員会の権限に属する事務を市町村が処理することについて定めたものであり、別表で規定している大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の

変更の届け出の引用条項が移動したものです。

二つ目は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例についてであり、この条例は6,000平方メートルを超える店舗等の施設が立地しようとする場合の手続を定めたものであり、認定基本計画と第2種大規模小売店舗立地法特例区域の引用条項が移動したものです。

最後に、3、施行期日については、この条例案の提案時点では法律の施行日が未定であったことから、このような規定としたものです。なお、法律の施行日を7月3日、本日とする政令がきのう7月2日に公布されましたので、本条例の施行は条例公布の日となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、株式会社D I Oジャパンに関連するコールセンターについて発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原副部長兼商工企画室長 御説明に当たりまして、お許しをいただければ、資料をお配りして御説明したいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願ひします。

○高橋元委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔資料配付〕

○菅原副部長兼商工企画室長 それでは、株式会社D I Oジャパンに関連するコールセンターについて、資料により御説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。1の株式会社D I Oジャパンの概要についてでございますが、同社のホームページによりますと、同社は本社が東京都、本店は愛媛県松山市にありまして、代表取締役社長は本門のり子氏で、資本金は本年3月末現在で4億6,000万円余、従業員は本年4月1日現在で119名、グループの総人員数は756名とな

っております。

また、業務内容は、コールセンター等の情報サービス、インターネット広告、ウェブ制作・コンサルタント等となっております。

次は、2の本県への進出状況と現状についてでございます。(1)の進出の経緯ですが、平成23年9月に宿泊施設予約代行コールセンター業務の拡大に伴いまして、復興支援とあわせて東北地区に1,000席規模のコールセンターの開設を検討したいとの打診を受けました。県では、各市町村に事業所物件の照会を行いまして、市町村と連携して各候補地を提案したところ、同社からの要望によりまして盛岡市、洋野町、奥州市、一関市、二戸市、花巻市及び釜石市の7市町で事務所が開設されたものでございます。

なお、株式会社一関コールセンターは、平成24年9月から別会社が出資、運営しておりまして、D I Oジャパン系列のコールセンターは現在6事業所となっております。

それから、(2)の進出概要については、表に七つのコールセンターを開設の順に掲載しておりますが、一関コールセンターを除く6事業所の当初雇用計画数、表で申し上げますと合計欄430名に対しまして、本年6月3日現在の雇用者数は147人となっております。充足率は34.2%となっております。

次、2ページをお開き願います。緊急雇用創出事業についてでございます。(1)、実績及び事業費でございますが、平成24年度から平成25年度にかけて、県内7市町で緊急雇用創出事業を活用しまして、コールセンター人材育成事業を実施しております。平成24年度、県内7市町では、公募により11事業所を委託先として採択しておりまして、このうち7事業所がD I Oジャパン関連のコールセンターとなっております。この委託事業によりまして、D I Oジャパン関連のコールセンターでは、2年間で延べ838人を雇用しております。事業費、これは委託料であります。表の計欄にございますが、15億4,200万円余で、これは後ほどまた御説明いたしますが、人件費8億5,700万円と、それから人件費以外の経費6億8,800万円、これを合計したのから事業収益300万円を控除したものでございます。

それから、(2)の人件費以外の経費でございますが、その主なものはリース料が5億8,600万円となっております。リース業者はオリックス・レンテック株式会社など4社となっております。備品については、リース調達の場合のみ事業の対象経費になるものでございます。表は、4社ごとの委託事業の対象となるリース料の額を年度ごとに示したものでございます。

それから、(3)の進捗管理と完了確認でございますが、委託事業の実施に当たっては、市町村が中間検査を実施するとともに、完了確認において事業実績や対象経費の精査を行っております。県は市町村の完了確認の状況を確認しています。

続きまして、この関係につきまして、恐れ入りますが、5ページをお開きいただきたいと思っております。5ページに緊急雇用創出事業の進捗管理等というペーパーを用意しております。ただいま申し上げました1の中間検査の関係の実施状況でございますが、緊急雇用創

出事業の中間検査は市町村が実施しておりまして、表は平成 25 年度の実施状況について取りまとめたものでございます。平成 25 年度は、事業期間が短い事業が多かったことから、釜石市以外の市町は 1 回の実施になっております。

なお、表の下に書いてありますけれども、平成 24 年度、中間検査について県に報告は求めておりませんが、関係市町のほうでコールセンター人材育成事業という新しい事業でありましたことから、事業の状況を把握するために中間検査を実施しております。

それから、2 の完了確認の状況ですが、委託者である市町村は、受託者の事業実績と経費の支出内容を確認しておりまして、具体的には人件費については出納簿や賃金台帳などを突合し、それからリース契約については契約書や支出の証票、それから研修費等については研修内容を業務日誌で確認するなどの方法で確認しております。県は、市町村の補助事業の実施内容について、市町村が実施した完了確認の結果をチェック表に従って確認しております。

恐れ入りますが、今度は 3 ページのほうをごらんいただきたいと思います。3 ページの 4 の県の対応状況についてでございます。(1)、昨年 10 月 25 日に、釜石コールセンターが撤退するとの情報を得たため、釜石市とともに D I O ジャパン本社を訪問したものでございます。同社は、釜石コールセンターは人が集まらず、仕事を回せない等の理由により撤退するとの話でございましたが、同社グループ内で仕事を回し、雇用を維持するよう要請をしたものでございます。

それから、(2)の平成 26 年 2 月 24 日、洋野コールセンターが撤退するとの情報を得たため、洋野町とともに D I O ジャパン本社を訪問したものでございます。同社は、洋野コールセンターは従業員との信頼関係の理由により撤退するとのことでございましたが、従業員の意向を踏まえて引き続き雇用を維持するよう要請したところでございます。

それから、(3)は本年の 6 月 18 日でございますが、県内のコールセンターについて、閉鎖や解雇といった一連の問題が発生したことを受けまして、商工労働観光部長が D I O ジャパン本社を訪問したものでございます。コールセンターの雇用維持について誠実に対応するよう、次の 3 項目を申し入れますとともに、企業努力が足りないことや説明責任が果たされていないこと、社会的責任を果たすことなどを伝えております。

申し入れ事項の内容は 3 点ございますが、①は、要約しますと、自社でできる限り雇用の維持、拡大に努めること。それから、②は、事業の継続を十分再考して、それでも撤退をせざるを得ない場合は事業を継承する企業を探すこと。それから、③は、事業を継承する企業を探せない場合は、岩手県への進出を希望する企業に対し、相手の要望に最大限応じるなど誠意を持って事業の継承に努めることという 3 点を申し入れてございます。

それから、5 の(株)D I O ジャパンの対応状況についてでございます。(1)、報道に対する見解については、本県が申し入れを行った当日の夜に、同社のホームページに、報道に対する弊社の見解についてと題するニュースリリースが掲載されております。それによりますと、背景として、①でございますが、今回の事態は平成 25 年度秋に発生したホテル食品

偽装問題等により、コールセンターの受託売り上げが当初の計画どおり運ばなかったこと。

それから、②の子会社については、子会社の維持及び雇用継続を重点課題として、関係各社及び自治体との協議を行っており、今後協議がまとまり状況が確定したら、その内容を発表すること。

それから、③の給与の支払い遅延につきましては、一部の子会社で4月分、それから同社で実は翌々月の支払いになっておりまして、これは6月2日の支払いになっておるものでございますが、この給与の遅延、遅配が生じておりますので、外部からの支援を含め、最大限の努力を継続していること。

それから、④の助成金、これは緊急雇用創出事業等を指しておりますけれども、各自自治体との契約については、自治体と協議した計画に基づいており、コールセンター人材育成事業の完了に際しては、各子会社から事業完了報告書を提出し、自治体の検査を経た上で契約額を確定し、書類を取り交わしていること。

それから、⑤として、今後については、雇用継続の観点からも事業の持続的な発展が可能となるよう、最大限の経営努力を続けていくことが示されております。

次に、4ページをお開き願います。(2)の県への回答でございます。これは、本県が6月18日に申し入れを行った際にD I Oジャパンに対し書面で回答を求めたものでございまして、6月26日付で回答があったものでございます。このうち、今後の見通しにつきましては、県内の6事業所のうち、継続は奥州の1事業所、それから譲渡予定が盛岡、洋野、二戸の3事業所、それから6月末閉鎖が花巻、釜石の2事業所となっております。

恐れ入ります、またちょっと6ページの別紙2をごらんいただきたいと思っております。この6ページは、県からの申し出に対するD I Oジャパンの回答の要旨をまとめたものでございます。コールセンターごとに質問が異なっておりますけれども、それぞれ3項目ずつありまして、上段が今後の経営見通しに関する回答、それから中段が現在までの業務内容や経営状況、それから下段が備品と設備の所有権の状況ということになっております。これをまとめましたのが、先ほど説明した内容でございます。

恐れ入ります、4ページにお戻りいただきたいと思っております。4ページの6の国の対応状況についてでございます。国では、市町村が把握しているコールセンターの雇用状況等について、関係各県を通じて照会を行っておりまして、本県では平成26年6月27日に報告しているものでございます。報告の主なものとして、第1点は雇用者数でございますが、これは本年6月3日現在、盛岡が22名、花巻22名、奥州57名、釜石14名、洋野17名、それから二戸15名の計147名となっております。

それから、第2点は、賃金遅配の有無となっております。事業実施期間中または終了後において、雇用創出基金事業の受託事業者が雇用した者への給与が遅延したことがある事業所が何カ所あるかという質問になっておりまして、これは6事業所中5事業所となっております。

次に、7の今後の県の対応についてでございます。1点目、D I Oジャパンに対してで

ございますが、自社でできる限り雇用の維持、拡大に努めること、それから事業の継続を十分再考すること、撤退せざるを得ない場合は従業員の意向も踏まえて、コールセンターをより安定的に経営する企業を探すこと、これらについて同社の責任ある対応を求めていくということにしております。

それから、2点目は、撤退するコールセンターの従業員に対してでございますが、引き続き市町村と情報を共有しながら意向確認に努めていくとともに、必要に応じて市町村と情報を共有しながら、従業員の意向を確認しながら、地元市町、それからハローワーク等と連携して再就職のあっせんを行うとともに、生活資金等に困窮する従業員に対しては貸付制度等を紹介し、生活に支障が生じないように対応するというところでございます。

それから、3点目でございますが、先般、盛岡コールセンターは、盛岡市に収入を過少に報告していた疑いがあるという報道がありましたことから、県では盛岡市にこの報道の事実関係について、盛岡コールセンターに対して確認の上報告するよう要請したところでございます。こうした報道されたような内容の事実関係を把握するためには、国においてD I Oジャパン本社と取引会社との請負契約の状況など全体像を解明する必要があることから、県としては今後において想定される国の調査に関係市町と連携しながら協力するなど、適切に対応していきたいと考えております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページ以降は、緊急雇用創出事業に関連する資料を添付させていただいております。この7ページ、恐れ入りますが、ちょっと横長になっておりますけれども、これは厚生労働省の資料でございますが、D I Oジャパン関係のコールセンターが受託した人材育成事業は、緊急雇用創出事業のメニューの一つである震災等緊急雇用対応事業で行われております。左囲みの黒ひし形の二つ目に事業概要というのがございますが、ここにありましており、雇用期間中に安定的な雇用につなげるため、知識、技術を身につけるための研修等を行うことが可能な事業になっております。

それから、その下の実施要件にございますが、一つとしましては事業費に占める新規の雇用される対象者の人件費割合が2分の1以上であることが定められております。それから、雇用期間は1年。ただし、被災求職者については複数回更新可となっております。

それから、この資料の右側に事業スキームがございますが、今回のコールセンターに委託して行っている事業スキームは、卵形の丸囲みで表記しておりますけれども、市町村が民間企業等に事業を委託し、民間企業等が雇用するもので、県は市町村が委託事業に要した経費を補助しているものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。先ほど御説明いたしました、コールセンター人材育成事業の事業費の内訳等でございます。これは、委託先別、それから年度別の状況を取りまとめたものでございます。各コールセンターごとに年度別に新規雇用の失業者数、それからその右側に事業費とその内訳等を記載しています。人件費について

は、新規雇用の失業者に係る人件費と、それから人件費全体に占める割合を示しております。それから、人件費以外の経費につきましては、設備・什器等のリース料を記載しております。それから、一番右側の事業収益は、これは事業費から控除されているものでございます。

それから、各事業の実施期間につきましては、資料の下のほうに欄がございますが、一番早く開設したのが盛岡コールセンターと洋野コールセンターの平成 24 年 4 月 1 日となっております。一番遅い開始になったものが釜石コールセンターの平成 24 年 11 月 1 日となっております。事業期間は 1 年間ですが、洋野コールセンターにつきましては、大野事業所での研修事業が平成 24 年 10 月からの開始となっております関係上、事業期間は 1 年 6 カ月となっているものでございます。

それから次に、9 ページをごらん願いたいと思います。9 ページは、コールセンター人材育成事業のリース契約の状況をまとめたものでございます。先ほど 2 ページのほうでリース料の実績について全体の概要等を説明しましたが、これをコールセンター別に取りまとめたものでございますので、これについては説明は割愛させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○飯澤匡委員 進め方ですけれども、この際の部分になって、きょうは説明いただいて資料もいただいた D I O ジャパンについては、今資料もいただいたばかりなので、1 回の委員の発言にしてしまうと、ちょっと質問箇所が漏れる場合もあるので、これについては集中してやるということによろしいですか。その後、私は大雪りばあねっと。問題についてもちよっと聞きたいことがあるので、それを 1 人で何本もやるとちよっと焦点がぶれますので、よろしく御配慮をお願いします。

○高橋元委員長 委員の皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 では、そういう形で進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。10 分間休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの報告に関して質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 震災の失業対策の基金を自社の事業拡大に使ったのではないかというような疑念を持つものであります。補助金を目当てにすり寄る会社がありまして、雇用者も、それから市町村も、それから県も翻弄されている事態にあるのではないかなと思います。

まず最初に、部長のほうに所感を求めるわけなのですが、緊急雇用創出事業について、山田町の件もあるので、緊急雇用創出事業の狙いと、それから危ういところ、

これをいろいろ経験なさっている。報道では、問題なく事業は行われたと県の担当者がコメントをしております。知事も、持続的な雇用をという要望を出しているわけなのですが、どうも単年度だけの雇用で終わるような節も見え始めております。そこで、緊急雇用創出事業の狙い、それから事業の危ういところについて、部長からまずお聞きしたいと思います。

○橋本商工観光部長 まず、緊急雇用創出事業の狙いというお尋ねでございますけれども、この事業につきましては自治体が直接雇用いたします場合と、企業、NPO等への委託による雇用の場合があるということは、先ほど資料によって御説明申し上げたとおりでございます。委託事業として行うものにつきましては、東日本大震災の影響によります失業者の次の雇用までのいわゆる短期の雇用、就業機会にふさわしい事業、または東日本大震災等の影響による失業者を雇用をした上で、地域の企業等で就職するために必要な知識あるいは技術を習得させるための人材育成を行う事業、これが要件となっております、いわゆる狙いということになるかと思えます。

それから、もう一つのこの事業の危うさということについてのお尋ねでございます。先ほど御説明申し上げた厚生労働省の資料7ページをごらんいただきたいと思えますけれども、左囲みの黒いひし形の二つ目の事業概要ということ、右側の事業のスキームということで、国、県、市町村、それから民間企業と、こういうそれぞれの関係する機関、団体、企業等になるわけでございますけれども、まず県では国から基金の交付を受けて、市町村が企画、公募し、そして民間企業等と契約するというようなスキームになっているわけございまして、この関係性において直接この事業にかかわる程度といえますのが、まず県は市町村と直接的な関係のもとで事業を執行するというございまして、市町村は民間企業等と契約をするという中で、最後まで補助事業として一貫しているものではないという関係性がありますので、事業の執行状況等については原則として市町村が責任を持ってこれを的確に管理、執行していくということが原則になっています。そういった面におきまして、例えば事業の計画の承認、あるいは事業の完了確認といった部分についても、常に県は市町村という自治体からの報告をもとに計画を承認したり、実績を確認すると、そういうふうな形になっているものでございまして、そういったスキーム上で事業執行をきちんと県が最終の事業者の執行状況まで把握できかねる部分があるという部分が、強いて申し上げればその危うさといった部分ということになるかと思えます。

○神崎浩之委員 私が部長に確認したかったのは、補助金が切れたらそれでバイバイでいいのかということなのです。そこをもう一度、事業の狙いですよね、事業の目的ではなくて狙い、県としてそれでいいのかということをもう一回聞きたいと思えます。

それから次に、それほど市町村、市町村と言うのであれば、まずDIOジャパンが岩手県に進出した経緯というのはどうだったのかということを確認させていただきたいと思えます。DIOジャパンのホームページでは、県から誘致のお話をいただいたというふうな書き方をしておりました。もう一度確認しますが、県が誘致をしに行ったのか、それとも

D I O ジャパンからの申し出だったのかということがまず一つ目。

それから、その際の企業の信用調査の方法は、これについて甘かったのではないかと
うふうに言われております。この企業信用調査の方法について、県はどういうふうなこ
とを行ったのか、その結果はどうだったのかということでもあります。

それから、市町村は子会社と契約を結んでいくわけなのですが、県は恐らくこのとき
には子会社は設立されていないのではないかと思いますけれども、その後この子会社の調査
等を行っているのか、この点について確認したいと思います。

○橋本商工観光部長 大変失礼いたしました、質問の趣旨に沿った形の答弁になってい
なかったというようなことでもありますので。まず、緊急雇用創出事業が終了した後におきま
しても、安定的な雇用が継続されるということを期待している事業でございます。それだ
けに事業所を設立してからわずか2年余りでコールセンターの閉鎖あるいは事業譲渡、ま
た給与の遅配等が相次ぐことになったということについては、まことに遺憾であるとい
うふうに感じているところでございまして、この部分についてしっかりとD I O ジャパン側
に対しては説明責任があるものというふうに考えているところでございます。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 お尋ねのまず進出の経緯でございます。D I O 社との
最初の接点でございますが、これは平成23年9月21日、これは県内の企業で、D I O 社
に既にコールセンターということをお願いしている企業がございました。その企業のほう
から、震災の復興ということで、コールセンターというのも岩手県は考えてみてもいいの
ではないかということで、紹介を受けたというのが最初でございます。その紹介の中には、
D I O 社のほうから岩手県の優遇制度というものはないのでしょうかというようなことを
確認されたところでございます。そして、平成23年11月から平成24年1月にかけてで
ございまして、具体的な候補地として、盛岡、花巻、ここに100席規模のセンターを
開設したいというようなことで、物件を提案してくれというようなお話があったところ
でございます。

この進出に当たっての信用調査等の部分でございますけれども、D I O 社の進出検討時
期の平成23年の11月に信用調査会社を通じた調査を行ったところでございます。その信
用調査の概要では、創業が平成8年、そして法人設立は平成12年、そして資本金は7,870
万円というような会社でございまして、売り上げもそこそこ計上されていたという、そう
いった流れの中で、誘致サイドといたしますと、その結果的にはこれと同じような規模の
会社の誘致案件もこれまでもやってきたことから、通常の誘致企業と同じような形で物件
の調査等について支援をしたところでございます。

そして、子会社をそれぞれ設立したわけでございますけれども、子会社の調査につきま
しては、まだ新設したばかりで信用調査会社のほうでもデータがないということで、子会
社については調査はできませんでした。

○神崎浩之委員 次に、その子会社の関係なのですが、県として今把握しているのかとい
うことをお聞きいたします。内容ではなくて、七つのセンターの子会社の登記はいつな

れているのか、資本金は幾らか、代表者は、役員は、目的は、それから経理は誰がやっているのか、税金を納めているのか等について、内容ではなくて、県が七つのセンターについて、以上の点について把握をしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 子会社の信用調査につきましては、それぞれまだデータがなかったということは先ほどお答えさせていただきましたが、このD I O社本体の信用調査のほうは、その後数回行いました。その中で、直近の本年5月の調査によりますと、盛岡、また洋野のコールセンターについてはその調査の中では、それぞれ代表者、資本金の出資比率、こういったものは記載になっていることから、おおむねそれらについてこのデータをもとに、我々とする子会社は設立されたというふうに認識をしております。

○神崎浩之委員 子会社の信用調査というのは誰がやるのかなと、市町村なのかなというふうに思うわけなのですが、いずれ県が本社のみ調査をして、それを市町村に紹介したということは、なかなか厳しいですけれども、県のお墨つきをいただいた企業というようなところで市町村も進めたというようなところもあるのではないかなと、そういうところがちょっと心配であるということでもあります。

次に、このD I O社の緊急雇用創出事業の中身についてでありますけれども、きょうの資料にもあるのですが、人件費とそれ以外の比率でありますけれども、もう50%ぎりぎりのところがあるわけなのですが、これについては、例えばそれで問題ないとは言えますけれども、こういう事例というのはほかの緊急雇用創出事業でも多いのでしょうか。この人件費率、やっとなら50%を超えるぐらいの事業というのはあるのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 人件費率が50%ぎりぎりの事業はどれくらいあるのかということですが、正確なところはちょっと把握できませんが、50%ぎりぎりでやっているものもないことはないということをごさいます。今般中間検査の見直しのあり方について、制度改正、具体的に改正も示したのですが、その中でも要件である50%ぎりぎりに近いものについては、委託者である市町村あるいは県において、その辺をしっかり見るようにということと通知しているところをごさいます。

○神崎浩之委員 今報道でどんどん出てきているわけなのですが、人材育成をメインにした事業であるわけなのですが、盛岡も含め売り上げというのが出てきております。それから、きょうの報道でもUSBのこん包事業ということがありますが、きょうの資料に出されている収益があったということについては、これはいつ現在で、これは当初市町村のほうには報告をされていなかったものがだんだん来ているのか、そもそもきょう計上されている部分については実績確認で出てきているものなのかどうかお聞きいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回委員会で御報告したものは、事業の完了確認の中で把握した資料をごさいます。

○神崎浩之委員 他県の例は、アメリカンホームダイレクトの保険業務の勧誘をやっていたとか、そんな部分も出てきております。これらについては、事業の収益の中にそういうものはないのかどうか。

それから、もう一つ、よく言われているのは、補助金でただ働きをさせて、人件費ゼロにして収益を上げているのではないかというふうな話もあるのですが、これについてどういうふうな認識でいるのかお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 委員から御指摘があったように、この収益以外に何かあるかということについては、現時点ではそういった事実は確認できておりません。ただ、委託事業の中で労働したこと、ただ働きといいますか、このことについてですが、今回の事業というのはOJTとして行われたというふうに市町村では捉えていて、その分を委託して支払ったということでございます。

○神崎浩之委員 次に、賃金の不払いについてお伺いいたします。

報道によりますと、花巻と洋野で一部のみ給与支払いとなっているということでありませう。きょうの資料の4ページは、賃金遅配の有無というふうな表現であるわけなのですが、その中には、私が最初聞いたときには緊急雇用事業の中では問題ないですよというふうな説明だったのですが、事業実施期間中、または終了後においてこういうところがあるというふうなものなのですが、報道では賃金不払い、遅配ではなくて不払いが花巻と洋野だというふうに書いてあるのですが、現時点ではこの不払いについてはどういうふうになっているのか。それから緊急雇用創出事業の支出との関係で問題はないのか。この2点についてお伺いいたします。

○千田労働課長 賃金の不払いといいますか、給与の支払い遅延の関係でございますけれども、一関を除く6事業所のうちの5事業所で賃金の支払い遅延があったということは承知しておりますのでございますが、その後のそれらの是正状況といいますか、不払いがどうなったのかということにつきましては、新聞報道で私どもも承知している限りでございます。花巻あるいは洋野でなお一部未払いになっているというふうに聞いてございます。詳細の額が幾らとか、そういうところについては、私どもも承知してございません。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業期間中の賃金の支払い状況ですが、これにつきましては市町村のほうで事業期間中は賃金が全て支払われているということを確認しまして、完了確認を行ってございます。

○神崎浩之委員 次に、他社に譲渡というふうな話もあるようでありますけれども、これと緊急雇用創出事業により生まれた備品等の関係についてお聞きしたいと思います。

他社に譲渡ということなのですが、きょうの資料にもあるのですが、ほとんどがリース物件ということですが、この事業により生まれた備品等について、次の会社への譲渡については、県としてはどういうふうに整理をしているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、譲渡における課題もしあるのであれば教えていただきたいと。

それから、特にこの緊急雇用創出事業の中の人件費以外の部分が50%に近い、その中でこの機器リースなのです。設備機器リースというのは非常に割合が高いわけなのです。いろいろ機とか、そういうふうなものもあるのですが、非常に高いのです。例えば盛

岡の例を見ても、ほかの経費については当初の計画から大分下がっているのですけれども、この設備機器リース料だけはほとんど計画と同額というふうになっております。

それから、二戸もそうなのですが、各センターごとにこの設備機器リース料というのは割合が違うわけなのですが、この二戸なんかはその他経費、人件費以外の経費の中でこの設備機器リースの割合が非常に高いのです。しかし、例えば平成 24 年度はそうなのだけれども、平成 25 年度は、期間は短いだけれども、リース料がないとか。リース料であれば通常同じ月の分計上すればいいのですけれども、このリース料についてよく見ると、平成 24 年度は莫大な割合を占めるのですが、平成 25 年度には計上していない、ゼロというセンターもあるので、それはおかしいなと思って見ているのです。この設備機器リースの中身について、そしてその中身の妥当性については、県のほうでは調査、検証はしているのでしょうか。独特のソフトなんかもあると思うので、パソコンとか机だけではなくて、独特の D I O 社オリジナルのソフトとか支援システムみたいなこともあると思うのですが、そういうことについては、県のほうでは内容の精査についてはどのぐらいしているのかお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 機器リースの関係でございますが、機器リースにつきましては単年度、基本的には受託者であるコールセンターとリース会社との間でその内容は決められたものと思っておりますが、そしてこの制度上、高いことをもって事業の対象から一定部分を除外するというようになっていないものですから、契約が有効に成立し、その支払いが行われている場合には、事業として認めることになるというものでございます。

そして、当初計画のほかの部分は結構動いているのに、リース部分は変動ないということにつきましては、言うなれば雇用の人数が当初計画とずれた場合は、全体の事業費を圧縮することになりますので、そうなりますとどこを圧縮するかというのは、あとは市町村の判断という部分がありますので、そういったときに市町村においてはリース部分というのは一定の固定的な経費ということで、その分は、契約がある以上はその部分を入れた、そういったことで結果的にリースの割合が高くなったということはあろうかなと思っております。

あとは、リースの内容について、県は検証しているのかということにつきましては、私どもではそのリース内容は市町村において妥当性を判断したものと考えておりますし、私どもではさらにその検証を行ったということはありません。市町村がそういうシステムとして認めたものだろうというふうに認識しております。

○寺本雇用対策・労働室長 リースについてのお尋ねでございます。リースにつきましては、この雇用創出事業は 50 万円以上のものを認めないということが原則なのですが、当該事業につきましては 50 万円未満でもということの特約としまして考えまして、進めてやっているということで、専門の機器と什器、事務机等含めて、そういうふうになっているものでございます。

今回のこの問題といたしますが、平成 24 年と平成 25 年のほうで随分差が、違うというお

話ございましたけれども、平成24年につきましては、付与する所有権が移転するようなタイプのものが実はちょっとありまして、そういうことになると結局売買と変わらないということになりますので、それは厳しく考えなければいけないということで、これは全国的にそういった統一した基準を示してやってほしいということをお県からお願いをいたしまして、国のほうから通知がまいりまして、リースについては所有権が移転するようなものでないこととか、あるいはきちんと買い取りするというのでやりまして、平成24年度は買い取りのものもあったり、あるいはリース契約が成立しなかったというようなものもありまして、額が減ったという経緯がございます。

あと、事業の譲渡そのものにつきましては、結局リース業者から事業終了後に買い取ったという形になりますので、それを事業移転したときにはこのD I Oジャパンの子会社から別の会社に譲渡するのは許されるといいますか、認められるということと理解しております。

○**神崎浩之委員** リースの内容については、ちょっとこれから我々も調べてまいります。

最後に、商工労働観光部はこの事業のこの案件はいつ把握したのかということと、そして知事にはいつ報告して、知事からは何回、どういうふうな内容を指示されたのか、これについてお聞きして、質問を終わります。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、昨年10月に釜石のコールセンターを緊急雇用事業終了後すぐに閉鎖をするというようなことがございました。そして、2月には洋野のほうと同様に閉鎖をするというような情報が上がってまいりました。その都度、知事のほうには相談をいたしまして、そして知事からの指示は市町村と一緒にまずは雇用を第一に考えて、本社のほうともしっかり、ちゃんと調整をしてくださいということの指示をされたところでございます。そして、この経過にも書いてありますが、あとは市町と一緒に本社を訪問したということです。

○**飯澤匡委員** 質問したいことはいっぱいあるわけなのですが、私は県のかかわり方と県の対応の仕方と、それから今後について、方向性について絞ってお伺いします。

このD I Oジャパンの問題については、私が2月議会の常任委員会で取り上げて、非常に内容的にまずい部分が発覚しつつあるぞと、大雪りばあねっと。の問題もあるので、県は中間検査等の検査を徹底して行って、問題が大きくなるようにするための措置をしていただきたいという旨の要望もあわせてしたところであります。きょうその対応状況について見ると、洋野のセンターが撤退するという情報を得たため、2月24日に行つたと。6月18日に部長がD I Oジャパン本社を訪問するまでの間、このような県の中間検査なり、特別な監査なり、それは現地を対象にしてどの程度行つたのか、それをまずお聞きしたいのと、あわせてこの間質問したときには、県は1年間の事業は既に完了しているので、県の対応としては全く問題ないと、高橋宏弥雇用対策課長はそのように申しましたね。今でもそのスタンスで変わらないものですか。それをあわせて確認をしたいと思います。

○**寺本雇用対策・労働室長** まず、お尋ねのありました2月県議会での答弁に関してでござ

ざいます。お尋ねがありまして、洋野町の間接検査において、研修として認め、問題がないとして報告を受けたものであることとお答えしたのが一つと、あと日報の改ざんについて、日報についての作成状況、内容については、完了確認で確認して、途中段階の受託者とのやりとりの中で確認するようにしており、明らかに改ざんであるというような認識は、商工労働観光部としては聞いていないというふうにお答えをしたところでございます。

コールセンターについての人材育成は、現時点で不適切な事実が確認されたとか、そういうものではないわけではございますけれども、さまざまなメディアでD I Oジャパンに関して報道がなされておりまして、それはやっぱりD I Oジャパンみずからがしっかりと説明責任を果たすべきだと、そういった責任があるのだというふうに理解しております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 2月定例会で委員からの御指摘を受けて、県にはマニュアル等がございますが、県としましては、事業については終わっており、その間県のほうに特別な対応が必要となるような情報が、確実な情報がなかったということで、状況を注視しておりました。4月には今後の事業ということで県内各地を回りまして、大雪りばあねっと。等の問題がありましたので、改めて今後の緊急雇用事業の適正なあり方について市町村のほうに直接御説明をしたところでございます。今回の件につきましては、一昨日盛岡の件で報道がなされたことを受けまして、対応といいますか、改めて点検ということを指示しているところでございます。

○飯澤匡委員 主体的にその基金を出して事業を展開するのは市町村だと、殊さらそのようにおっしゃっているわけです。本当にこれ大雪りばあねっと。の構図と似ているなという感じがしてきて、ではどこにこの事業を受けて県の主体的な雇用の創出と、緊急雇用の創出という目的を県がどの部分まで責任を持ってやるかという部分が、非常にそこら辺が曖昧に感じているわけです。部長も冒頭その点のこの事業の危うさについては言及したところですが、それで困っているのは県民なわけですよ。当初予定していた部分の何%ですか、進捗率は。充足率は34.2%。そして、これは1年間のトレーニングが終わったら、ほぼ仕事がないからやめてくれというような内容まで包括されて、雇いどめというものもあるというふうな情報もあると。そこも含めて調査をして、この問題を未然に防いだらどうだというようなお話を喚起する意味でしたのですが、どうもそこまでも踏み込んでいない。あなた方の言い分は、あくまでも市町村が事業主体で、直接的にD I Oジャパンとやっているのだという、そういうロジックなのですね。それはそれとして問題あると思います。

では、次の質問に入りますが、実はこのD I Oジャパンが初めて東北に入ったのは、平成23年6月だったと思います。登米のコールセンターが初めてです。そこで、その段階で東北にも展開をしたいという、そういう意思がどこかで伝えられて、岩手県で7カ所のコールセンターを設置するに至ったと。一関は、私も聞き取りをしまして、一関だけはリスクヘッジをして、ジョイントベンチャーの形でD I Oジャパンと、それから東計電算と合わせたような形で、ジョイントしたような形でこれはリスクヘッジをしていると。だから、これはD I Oジャパンがなくなっても、今残っているわけです。

そこで、まず第1点お尋ねしますが、一関市は県の雇用対策・労働室に、複数箇所展開する用意があるので、これはいろいろな条件闘争と登米コールセンターのやりとりを見ても少し危うい部分があるから、そこら辺の旗振り、窓口、岩手県内のコールセンターについては均等でやったほうがよろしいのではないかという相談をかけた。これは、県の本庁の雇用対策・労働室と、それから県南広域振興局にもそのような問い合わせをしたというふうに私は聞きました。その事実があったかどうか、それをまず確認をしたいし、もしやらなかったとしたらその理由、岩手県内全域をワンストップでやるという雇用対策全般の政策を担うあなた方がそこまでなぜやらなかったかということについて、もしそういう相談がなかったとすれば、その点についてお知らせを願いたいと思います。

○寺本雇用対策・労働室長 大変恐縮でございますけれども、今飯澤委員から伺った話は初耳といたしますか、いつごろの話だったかちょっとよく理解ができませんが、ちょっと承知しておらないところでございます。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 奥州市、一関市のほうに進出ということで、当課のほうでは物件の御案内等をした経緯がございます。その中で、県南局のほうで各コールセンターの中で対象事業費等がいろいろ振興局等によって違うのではないかとすることがありまして、集まりを企画いたしましたして、各市——その中には一関市は入っておりませんが奥州市は入っております——そしてD I O社の関係者も集まって、その中に県も入って、それ以降県で一括して、窓口としてD I O社との受け答えをやって扱いを均等にしていこうというようなことをやっております。

○飯澤匡委員 だから、それやっているのではないですか、部内で。そういう扱いを。全然その情報を共有していないのですか。

○寺本雇用対策・労働室長 大変失礼いたしました。ちょっと御質問の意味、趣旨を取り違えておりまして、その取り扱いを統一することにつきましては、当方の部におきましても関係する振興局が集まりまして、経費の取り扱いですとか、そういったものについては平成24年度にいろんな意見交換、情報交換をしまして、その情報を市町村に提供するといった形で、できるだけ各市町村が同じような取り扱いになるように進めてきたものでございます。

○飯澤匡委員 そうしますと、あそこまでやったなら、やっぱり県の責任というものも免れないと私は思います。それは、ある意味適正なやり方だと思いますが、こういう事案が発生したから、では全部市町村との契約の中でやっていますという理屈にはならないというふうに私は思います。それは私の考え方です。

一関市は、市長もこのコールセンターについては、みずから県職員時代やった経験があるので、特別に契約についても5年間撤退しないことという条項をつけたというふうにも聞いていますし、あらゆる意味でその予防策を張っていたと思います。しかし、残念ながら、特に雇用が必要とされる沿岸地域については、いとも簡単に子会社に譲渡、そして撤退と、まさしくこの基金が本当に適正に使われていたかどうかというのが問われるわけで

す。したがって、いろいろ内容をここで責めてもしょうがないので、D I O ジャパンについては、その内容については前から非常に従業員の管理もずさんで、そもそも 10 分の 10 という条件に飛びついて、そして優秀な社員をどれだけ残すかということに主眼を置いていたと。いわゆる四百何人というパイは、全てを雇用して育てるという考え方に基づいたものではなくて、まさに会社の利益のためにこの東北に進出してきたというふうに私は言わざるを得ないと思います。

そこで、今後の展開ですけれども、まず今回、今のところで県は市町村だけに押しつけることは私ではできないということをはっきり申し上げておきます。そこで、本会議でも及川あつし議員が本県とのかかわりについて、私も指摘しましたが、知事との対談等で随分岩手県を広告塔に、プロパガンダに利用されているというふうに思います。今でもD I O ジャパンのホームページには、いわて国体の寄附金の問題、それから対談の記事についても載っています。社長も知事とのコメントでは、当社は雇用を進めるだけでなく、継続して末永く事業をしていくことを目指していますと。今となってみれば、非常にお笑いごとのようなお話です。そしてまた、写真週刊誌にこの間出て、突撃レポートをしたら、全くその質問には答えなかったと。卓球選手だったが、会話のラリーは全く続かなかったというようなことが書いてあります。どうもこういう無責任な今の状況について、終わってしまったからしょうがないということでは済まない、私はやっぱり県の危機管理というのは問われると思うのです。この点についてはどのような所感をお持ちですか。

○橋本商工労働観光部長 D I O ジャパン関連のコールセンターが全国的にもこのように大変大きな社会問題化しているということについては、大変私どもも危機感を持っておりまして、今後この問題をどのように解決していくかという点に非常に意を用いていかなければならないと考えておりますし、またD I O ジャパンのホームページ等にかかわる部分についても、起きている現状と照らし合わせてみた場合に、決して適切ではないのではないかとこのように思っておるところでございまして、秘書広報室のほうでも今後の対応について何らかの対応をするというふうに伺っているところでございます。

○飯澤匡委員 さきの我が会派の及川議員の質問に知事は、まだ百二十数名の契約社員がおるので、その推移を見守りたいという答弁でした。これは非常に私は残念なというか、現状をよく把握していない答弁だと思っております。これだけ社会問題化して、恐らく週明けにはもっとナショナルメディアでこの内容について問題が大きくなるのではないかと思いますし、震災を食い物にして、そこの中にしっかりとした対応ができなかった岩手県の甘さというの、これは指摘するところも出てくると思う。ほいほいと対談に乗って、雇用してくれてありがとうございます、私たちは大変歓迎していますというような内容については、これは岩手県や県民の不利益の状況になってきていると思いますよ。県知事の発信力というのは、やはり物すごく高いものがあるのですから。

それから、総務委員会でも議論されたそうですが、国体の 100 万円についても、いち早くお返ししてもらって、清新な国体を目指すというふうな方向にしていかないと、本当に

そこら辺の対応が後手後手になってきているから、推移を見守っていくうちに泥沼に入っていくと。これは山田町の流れと全く同じだと思います。

今秘書広報室と一緒にあって緊急に対応するというのですが、その点も含めて私は早く対応して、それから真の雇用対策というものを、やっぱり雇用というのは継続して人材をしっかりとつくっていくという目的にかなったものでないと、これはいかんと思うわけでありまして、このスキーム自体も臨時的なものであって、果たしてこれでいいのかという問題もありますよ、片一方で。ただ、そこの中でやはり我々の苦しみを解決する特効薬だといって、さっと飛びついて終わってしまって、目的がかないませんでした、この会社は一義的には悪いけれども、そこにやっぱりちゃんとリスク管理をする行政としての責任が私はあるというふうに思います。

また、質問を聞きながらコメントする場合もあるかと思いますが、その点についてどのような所感とこれからの方向性を定めていくのか、部長にお聞きしたいと思います。

○橋本商工労働観光部長 リスク管理の問題ということで、本事案についても大変危機的な状況に立たされているのだということを強く認識しておりますので、今後誘致する場合等についても、あらかじめあらゆる手を尽くした上で、情報収集の上、適切な企業の誘致に努めてまいりたいと思いますし、さまざまなこの問題が起きている全容の解明を図っていくということのためには、本県だけで起きている事案ではございませんので、国において今後D I Oジャパン本社と取引会社等との請負契約の状況などの全体像の調査をするということも想定されますので、しっかりと関係市町村と連携をしながら、県としてできる限りこの問題の解決のために、そしてまた今後こういう事案が発生しないために全力を挙げて対処してまいりたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 D I Oジャパンコールセンター問題、まず第1点。コールセンターオペレーター人材育成事業というのが緊急雇用事業として適切だったのか。今までコールセンター、県内に進出しましたよ。みんな自社で育成してやっているのです。何で今回1年間も税金丸抱えでこんなことをしなくてはならなかったのか。必要のない事業をやったのではないですか。こういう例は今までありましたか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 コールセンターの人材につきましては、沿岸地域で新たな産業として期待するというので、こういったコールセンターの人材を育成したものと承知しております。また、盛岡市では、平成24年度の事業開始に当たりまして、公募という格好で同じようにB P O人材という事業で募集をしております。当D I Oジャパン以外に3社の事業を採択して行っている実績がございます。

○斉藤信委員 今までにはなかったのですね。今回震災関連の緊急雇用創出事業で盛岡市も、私はその違いを後から話すけれども、今までなかったでしょう。コールセンターが進出して、高田にも進出しているけれども、税金使って人材育成なんていうことはなかったのではないですか。盛岡市にもコールセンターは誘致されているけれども。そこだけあったかなかったか言ってください。

○寺本雇用対策・労働室長 私も途中でいなくなったりしましたのであれですが、この事業につきましては本来、資料のほうにありますように、通常は委託するといった形での雇用というのが中心だったわけで、今回震災等緊急雇用につきましては雇用期間中に安定的な雇用につなげるため、知識、技術を身につけるための研修等を行うことが可能というふうになったという部分がありまして、それで実際可能になったものというふうに思います。過去におきましては、セミナーみたいな形で我々、誘致企業に近い業種に対して、雇用側がセミナーみたいな形で人材育成に協力した事例というのはございます。

○斉藤信委員 今度の事業の特殊性というのは、企業立地協定を結んで企業誘致という形で、これ進出したことなのです。企業立地協定では、この目的はどうなっていましたか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 企業立地協定は、会社、企業と市町村が協定をするというような内容でございます。ただ、その拘束力というものはなく、あくまでも紳士協定の類いに入るものでございます。その中では、まず一番大きなものは将来的に地域の企業として存続していただくということで、それを達成するためお互いに連携をして、必要があれば情報を早目に出し合って、そして努力しながら企業を育てるとというのが協定の大きな目的でございます。

○斉藤信委員 だから、企業立地をして、その人材を緊急雇用で育成しようと、これ一体だったのですね、今回は。だから、本来1年間本当は人材育成期間必要ないのだけれども、育成したら、それを企業の労働者として雇用するというのが私は前提だったと思うのです。1年間雇用して、平成24年度やりまして、平成25年度に採用された労働者の数は何人ですか。何人育成して、何人採用されたのか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 各コールセンターの従業員数ということで、私どもが把握しているのは、その事業期間中の人数がこれぐらいで、そしてその後どう変わってきたという、そういった人数でございます。

盛岡のコールセンターにつきましては、平成24年4月から平成25年3月までやっておりますけれども、ピーク時で計画雇用数の100、そして最終的には事業終了後は87ぐらいに減っております。そして、それがまた各月で80台を推移してどんどん来て、結果的にきょうの資料の中の22に行くわけですけれども、この間緊急雇用終了後をピークにして増加したことはありません。

そして、花巻におきましては、計画数は50、事業期間中のピークは51でございます。そして、事業の終了のときには31、そしてその終了後は33という人数で、現在22名というように把握をしております。

そして、奥州のコールセンターは、計画数は100でございます。この中のピークは92でございます。そして、期間終了後84という人数でございますが、その後ここについては70台からまた80台まで1回ふえて、現在57ということでございます。

釜石につきましては、平成24年11月からでございますけれども、計画数50に対しましてピーク時で21でございます。そして事業期間終了後は18名から、現在は14名という流

れでございます。

洋野につきましては、これは種市事業所と大野事業所を合わせた数で 80 というところでございますけれども、そのピーク時が 64、そして事業終了後 46 名から徐々に減っていきまして、現在 17 名ということですよ。

そして、最後、二戸になりますけれども、計画数 50 に対しまして、事業期間中のピークは 52 名でございました。そして、事業終了した時点では 40 名でございましたけれども、その後 30 名からどんどん減っていきまして、現在 15 名と、こういった従業員の推移となっています。

○**齊藤信委員** それで、委託契約を見ると、オペレーターの研修の基本期間は 4 カ月から 6 カ月となっているのです。基本的な研修期間 4 カ月から 6 カ月。ところが、その委託契約の中には事業実施期間の加算というのがあって、さらに加算できると。これは、フルタイムの正社員を育成するためだとなっているのです。そして、これはどこもそうなのだけれども、二戸市の事業計画書では、離職率ゼロを目指した人材育成事業を行いますと。いわばフルタイムの正社員のために 1 年間研修して、離職率ゼロの人材育成だと言って、終わった途端に雇いどめして、今ではもう何分の 1 の雇用にしかなっていないと。私は、本当にこういう点では、この緊急雇用事業がごまかしだったのではないかというふうに思います。いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 各市町村のいろいろな契約があったと思います。

○**齊藤信委員** いやいや、大体同じだ。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 聞いているところでは、1 年に延ばした理由としては、より高度な人材の育成を図りたいということで、事業期間を延長したというふうに聞いております。そして、緊急雇用は確かに短期の雇用ということで制度が組まれておりますが、事業を実施した市町村、また県である我々の事業を通じて育成された方が安定的な職場に移行できるというのを当然期待してやっておりますし、今回このような事態に至っているということは、本当にまことに残念なことだと思っております。

○**齊藤信委員** だから、事業計画書にそう書いているわけです。いわば本来なら 4 カ月から 6 カ月で終わる研修をわざと 1 年にして、それはフルタイム正社員の育成だと、離職率ゼロの人材育成目指すのだと。これを子会社書いているのですよ。二戸コールセンター、ほかのところもみんなそうだけれども。フルタイム正社員を目指すといって企業立地して、本来ならフルタイム正社員として採用しなくてはならないのに、事業期間終わった途端に雇いどめが始まると、これが実態だと。

それで、リース料が極端に高いというのは先ほども指摘をされました。このリース料、なぜ 2 年度目はゼロになったのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** リース料につきましては、リースがそのまま継続されたというのは 2 事業所でございます、残り 4 事業所についてはリースの額が計上されておられません。その理由といたしましては、平成 25 年度の事業期間が短期であったことから、

リース契約ができず、買い取りになったというものが、二つあります。

あとは、先ほど申し上げましたが、契約に当たって複数の見積もりをとっていただきたいという話をしましたところ、そういったなかなかリース契約ができずに、結局は買い取りになったというものがございます。

あるいは、リースそのものが現地の会社でなく、D I O本体のほうが契約しているというものがあったということで、それはリースの対象外としているというものがございます。

○斉藤信委員 企業立地で進出した企業が必要な設備機器をみずから整備しないで、税金で100%賄うなんてことはあり得ますか。企業立地して事業継続しようという企業ですよ。盛岡は、B P O人材育成でコールセンターのほかに、パソナとか、ライフパートナーとか、アイエスエフネットライフとか、同じ事業をやっています。賃借料、リース料が全然違う。例えばパソナだったら910万円、ライフパートナーだったら845万円、アイエスエフネットライフだったら892万円、コールセンターは1億8,222万円ですよ。おかしいではないですか。コールセンターだけ丸抱えでこういう機器をリースでたった1年間借りて、どうやって事業継続するのだと。最初からこれはおかしいのではないですか。特別扱いしたのではないですか。だから、あなた方はおかしいと思って厚生労働省に言ったのでしょうか。リースのあり方について統一した見解をあなた方は求めて、厚生労働省が通知を出したわけです。リースのあり方についてという、雇用創出基金事業におけるリース契約の取り扱いについて、平成25年5月13日です。だから、四つの事業所が2年目はできなかったのです。違いますか。おかしいのではないですか、これは。

○寺本雇用対策・労働室長 リースについてでございますけれども、リースは当然所有権が保有されないものというふうに理解されますので、この点が不明確でありますと非常にそれぞれの市町村において困惑をするということがございますので、これは御指摘がありましたように県のほうからそこは明確にしてほしいという、リースについては所有権の移転が生じないということが明確でないというところを明確にするようお願いしまして、通知が出てきたものでございます。

○斉藤信委員 2年目認められなかったら、何で1年目に認められたのかということですよ。もうお金出してしまったから仕方なかったと、これだけの話でしょう。1年目のリース料も検証しなければだめですよ、これ。たった1年のリースで高いのだから。物を買うぐらい高いのですよ。

それで、私お聞きしたいのだけれども、きょうの資料の6ページにリース契約満了後、盛岡、花巻、そして釜石、洋野、二戸は所有権がそれぞれのコールセンターに移ったのです。本当に買い取りしたのですか。1年目のリース料で大体払ってしまったのではないですか。私は、これ子会社からちゃんと収支決算求めるべきだと思います。このリース機器を買い取ったというのだったら、幾らで買い取ったのだと。リース料が適正だったのかと。それは調べていますか。

○寺本雇用対策・労働室長 まず、平成24年度の取り扱いについてでございます。この

通知によりますと、今後契約を締結する事業については、先ほど言ったような。

○齊藤信委員 今後だ、今後。

○寺本雇用対策・労働室長 今後というふうに指摘がありまして、平成 25 年度から適用させるという認識をいたしておりして、平成 24 年度につきましては当初の契約、さかのぼって認めないということとは困難というふうに考えているものでございます。

その後の所有権の移転につきましては、聞き取り等によりまして確認をしております。

○齊藤信委員 幾らで買い取ったの。

○寺本雇用対策・労働室長 額については把握しておりません。

なお、平成 25 年度に買い取りというふうになって外れてきているものは、その時点では買い取らざるを得なかったものというふうに理解しておりました。

○齊藤信委員 こういうリースというのは、大体 3 年、5 年すると、もうただ同然なのです。だから、私は 1 年リースでばか高いリース料を払ったら、恐らく定価の半分以下でしょう。だったら、これ適正な価格で買ったということになりませんよ、これ。そこもきちんと調べなければだめです。所有権移っているのだから。幾らで買ったのだと。コールセンターの収支決算を出させるべきではないですか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 お示しをさせていただきました資料の 6 ページの D I O 社からの回答の部分のこのリースのところでございます。申し入れの際も、やはりそのリースの形態がどうなのかという確認ということもありまして、こういった質問項目にさせていただいたところでございます。この回答は回答として、26 日付で来たものをまとめた部分でございますけれども、今後もこのあたりにつきましては D I O 社からの説明を当然求めていくという考えでございます。

○齊藤信委員 厚生労働省の通知が 5 月 13 日に出たから、今後だと。それは官僚の発想であって、税金を払っている国民の感覚からいったら通用しませんよ。2 年後にだめなのは 1 年前だってだめでしょうというのが国民の常識ではないですか。そこまで含めて徹底して検証すべきです。そして、こんな高いリース、リースそのものが適正だったかということも見なければだめですよ、その買い取り含めて。これみんな随意契約で入札なんかやっていないのだから。大体企業立地した企業がコールセンターに必要な設備機器をみずから整備しないでやるなんていうこと自身がやる気がなかったという意味だと思いますよ。だから、ほかのコールセンター人材育成事業はみんなそうなっているわけです。1 億 8,000 万円も緊急雇用事業の税金から出しているところは、盛岡のほかのところはないのです。あなた方もそこに疑問を感じて、厚生労働省に問い合わせしたと思うのです。本当にこれは国民の税金を食い物にした実例になってしまったのではないかというふうに私は思います。徹底した検証をこの件では求めたい。

それで、もう一つ、私のところにも実は新聞報道であった U S B こん包、これで三日三晩稼がせられたという情報も寄せられました。恐らく県にも内部告発が 4 件あったという話でしょう。盛岡市にもあったと。盛岡市がそれを調査すると、こうなっていますが、あ

なた方は指摘された内部告発を本気になって調べたのか。

もう一つは、その事業収入です。こん包作業だって、これ人材育成事業と全然関係ないですから、これの収益は収益にしなければだめですよ。事業収益を上げなければ、大体2年目になって事業ができるわけじゃないではないですか。それが事業収益がゼロが圧倒的。事業収益を報告しているのは、盛岡の173万円、奥州の98万円、洋野の22万円、二戸の13万円だけですよ。これで二戸のコールセンターはどうなっているかという、1億6,000万円年間の事業をつくるというのですよ。そういう計画だったのですよ、事業計画は。とんでもないごまかし。私それなりに事業もやったと思うのだけれども、この報告がないか、過少か、一定の実績がなかったら事業としてはできないのです。突然1億6,000万円の事業来ますか。年度変わったら。来るわけじゃないでしょう。事業収益が出てこないということは、事業としては成り立たないということを示しているのです。結局は、緊急雇用創出事業の税金を食い物にしたと、私はこのことを徹底して調べるべきだと思いますが、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、告発に対して我々がどう対応したのかということですが、事業上問題となりかねない事項もありましたので、それは直ちに当該市町村のほうにその内容をお示しし、本当にそういった事実なのかというのを確認いただきました。聞いたところによりますと、それに対して相手側は大分誤解があるというふうな回答でございましたと聞いています。ただ、それでよしと、それに対しては市町村においても完了確認において十分注意を払って完了検査などをしたというふうに聞いております。

あとは、本日報道がありましたUSBのこん包の件ですが、それについての収益があったのかどうかということ当該町に確認したのですけれども、町からの話では結果的にはUSBの納品が契約に間に合わず、収入が計上されなかったというふうな説明を受けているということですので、USBのこん包作業に伴う収益は会社としても発生していないということを確認してございます。

○斉藤信委員 賃金は払わなきゃ。働いているのだから。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 賃金につきましては、計画上は時間外手当について、事業の対象としているというふうなことでございます。

あと事業収益につきましては、この点につきましては市町村が完了確認の際には現地のコールセンター等に行くわけですが、ここはなかなか限界がありまして、現地においてそういった書面がないと収益としてなかなか確認できないということで、今回事業収益で計上しているのはこういった額にとどまっているということでございます。ですので、先ほど部長からも申し上げましたが、こういった収益の全容を対応するには、東京の本社とその取引の環境を見ないと、一自治体で全容を把握するというのは限界があると思っておりますので、私どもとしては今後想定されます国の調査に協力することで、その事実関係が明らかになることを期待しているところでございます。

○斉藤信委員 事業については、こういうパターンなのです。各企業からの事業の受託は、

D I Oジャパン本社が受けるのです。そこから各子会社に仕事が行くわけです。そして、その利益は全部D I Oジャパンがほとんど吸い上げるという、こういう仕組みなのです。仕事は来るけれども、収益はない。わずかに一部だけが報告されたら、こういう仕組みですから、ぜひこれは国も関与して、どこからどのぐらい仕事を請け負って、それが子会社に回って、その利益を吸い上げたか、これ徹底して国も含めて私は解明をしていただきたいと思います。

それで、企業立地課長、企業立地して1年、2年でこれだけ撤退したなんていう例は今までありますか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 コールセンター、盛岡市のほうにも先ほど社名まで出していただいた幾つかございます。その中で、これまでコールセンターは13社、県内に立地いたしましたけれども、うち2社は操業開始1年半から3年ぐらいで残念ながら閉鎖をされております。また、これらにつきまして全てが同じ傾向かというわけではなく、事業継続している11社のうち、ことし4月現在でございますけれども、操業時から雇用者数が減ったものが5社、そしてふえたものが6社ということでございますので、コールセンターの内容、また企業の取り組み、こういったものを個別に見ていかなければ、ちょっと傾向的には把握しかねますけれども、やはり流れとすると早い状態というように感じています。

○斉藤信委員 15億円余の緊急雇用創出事業の補助を受けて、ほとんどまともな事業を行うことなくほとんどが撤退と。1社だけです、継続しているのは。私は、本当にこれは税金を半ば食い物にしたと、もてあそんだと言っても仕方のない状況ではないのかというふうに思います。飯澤委員もこれ言ったけれども、直ちに知事のああいう会談なんかは削除しなければだめですよ。100万円程度のことで義理感しているような場合ではないのですよ、今。本当にこれは早くやっぱり手を打って、徹底究明するというのだから、そういう姿勢を内外にきちっと示さないとだめなのではないですか。これ最後に聞いて終わります。

○橋本商工労働観光部長 先ほども飯澤委員のほうからのお尋ねに答弁したとおり、そういうさまざまな事案を起こしている企業でございますので、そっこのほうの事の重大性に鑑み、適切に早急に対応するように関係部局とも、こういう質疑が交わされたということをお伝えしながら適切に対応してまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 厚生労働省も調査に入って、この問題についてはもう少しというか、かなりの視線がいくと思うのですが、やはり我が県としても主体的なスタンスをしっかりと内外に発信するという意味である程度期限を、今働いている方もいらっしゃるけれども、期限を決めてこの問題については対処の目標を定めるべきだと思うのですが、その点についてはどのような考えをお持ちですか。

○橋本商工労働観光部長 今後国の調査も想定されますし、また会計検査院の検査も想定されておりますので、そういった動向等も見つかる中で、県として後手に回らないような対応

を進めてまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、株式会社D I Oジャパンに関連するコールセンターについては終わります。

○飯澤匡委員 大雪りばぁねっと。の第三者による検証についての決議について、本会議でも議論になりましたが、再度確認を含めてお伺いします。

知事の答弁は、今後会計検査院の調査もあるだろうし、あるということが想定されると。それから、顧問弁護士による意見も踏まえて、今後の推移を見守っていくことが最良だと、ベストだというような答弁でしたが、本当にそれでいいのでしょうか。

それから、あわせて県議会の決議について、あの答弁内容だとほとんどやらないというのに等しいように感じましたが、どのようなことなのか、再度明らかにしてほしいと思います。

○菅原副部長兼商工企画室長 さきの本会議で知事が答弁申し上げましたが、議会の決議につきましては議会の御意思というふうに真摯に受けとめておりまして、それで私どもとしましては、さまざま書かれている内容から拝見いたしますと、徹底した検証と、それから客観性の確保という二つが重要なことではないかなというふうに受けとめております。これに基づきまして徹底的な検証を進めていった場合に、どこまで法的に可能なのかということについて顧問弁護士とも相談いたしました結果、現在刑事訴訟、あるいは民事訴訟が行われている中であって、調査するというについては通常差し控えるのが妥当ではないかというような御意見もいただいたところでございます。

そうした中で、現在実際捜査でありますとか裁判が行われている状況がございますので、その中で全容解明がされることを期待して、当面見守ることが妥当ではないかというようなことで県としては考えたところでございます。

一方で、客観性の確保ということにつきましては、今後本年中には本県でも会計検査院の実地検査が想定されますので、そういったことに対応していくことによって客観性の確保ということにも資するのではないかということで、会計検査の動向にも注視しながら対応していきたいという考えでございます。

○飯澤匡委員 ちょっと疑問を感じるのですけれども、内部的にやった検証で事足りるとも言いましたよね、知事の答弁では。ところが、今では客観的な検証を求めるには裁判の行方を見守ったほうがいいと。どっちがどう正しいのですか。内部的にやったのが正しいから、それは必要ないというふうな答弁もしているし、それから今回県議会が決議した部分については、今裁判が行われているから差し控えたほうがいい。どういうスタンスなのでしょうか、そこら辺明らかにしてください。

○菅原副部長兼商工企画室長 県が行いました検証委員会を通じての目的でございますけれども、これは県が補助事業者として対応がどうであったかということについて検証し

たものでございますが、これはこれでその目的については達成されたものとは考えておりますが、ただ議会のほうからさらなる徹底した検証を求めるという決議もいただきましたので、それを進めるためにはさまざまな法的な問題があるのではないかとということで、弁護士の方の御意見をいただきながら県としての考え方を検討してまいりました。したがって、客観性の確保というのは、先ほど申し上げましたが、会計検査院がいわば国の法律に基づいて行う特殊な機関、専門機関でございますので、そういったことによって客観性の確保に資するのではないかとということでございまして、徹底した検証を求めるということについては、現在裁判のほうが行われておりますので、その中で全容が解明されることを期待して当面見守ることが妥当ではないかというふうに考えているところでございます。

○飯澤匡委員 論議をすりかえていないですか。我々県議会が要求したのは、あなた方が部内で、総務部からもメンバーを入れてやったけれども、県議会の考え方は言うに言われない状況があるでしょうねというような検証委員会の中身も見て、これは客観的に内部でやったということにはならないでしょうと。したがって、部外の客観性のある方々を再度外部委員会をやって、真に、私たちは大雪りばあねっと。の裁判内容まで踏み込んでやれなんて一言も今回の決議には書いていないはずですよ。その部分でこれからの再発防止、そして県民に復興の補助金について、これからの分も含めて、決してこういうことが起こらないようにするためにはどうしたらいいかと。これは内部統制、内部のガバナンスの話ですから、刑事事件とは全く関係ない話だと私は思いますよ。それから、会計検査院が入るかどうか、今のところまだ未確定ではないですか。これとは全く私はリンクする部分はないと思うのですが、いかがですか。

○菅原副部長兼商工企画室長 県の対応が適切であったかどうかについて検証する場合には、県のみならず町とか、あるいはNPO法人とのかかわりを当然踏まえているのではないかとこのように考えております。そういう意味で、事案の内容を解明するためには県の対応だけではなく、県と山田町、あるいはNPO法人も含めた全体像を解明しないと、その辺は全容を解明するということにはならないのではないかとこのことを申し上げたのでございます。

○飯澤匡委員 では、ちょっともう一回振り返りますけれども、だって知事は内部の検証で事足りたと言っているのです。何でいきなり我々が要求しているのと刑事事件と飛躍した部分に入っていきぬのか、そこら辺全然理解できないのですけれども。非常に何か都合のいいようにあなた方は解釈をして、この問題についてはリスク、自分たちの責任を回避しているとしか私には思えないのだけれども。ここで納得した答弁が出なければ、また何らかの対応を考えなければならないと思うのです、恐らく。だから、あなた方はどっちを向いているかという話なのです。県民があれほど、岩手県があれだけのダークなイメージになって、県のかかわり方はどうだったのかということは議会から指摘があって、そしてあなた方の検証をしたのについては全く問題なかったと、それはないだろうと。これが私たちの指摘であって、それに対して外部の委員会からちゃんと言いたいことも言えな

ったというのは事実出ているのではないですか、会議録の中に。そこら辺もしんしゃくして会議を進めたのでしょうか。それでは内部の検証にはならないと。でも、それでもやったという認識であるし、それ以上やれといたら、今刑事事件も進展している、会計検査院も入るかもしれない、何か論理が飛躍していないですか。私は、避けているようにしか見えないのだけれども、部長、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 県で昨年12月に立ち上げて検証を6回行った、その結果については委員御案内のとおりでございます。また、その後議会のほうで決議をされた内容を見てみますと、県民への説明責任を果たせる結果を得るため、再度の検証を行うよう強く求めるというふうに決議をされたところでございます。この県民への説明責任を果たせるためにというためには、県の補助事業に対するかかわり方のみをもってこの事案に対する県民への説明責任を果たし得るのかどうかというのは、私どもの精査の過程で議論になったところでもございまして、そういうことを考えて徹底した、あるいは客観性を持った形で県民への説明責任を果たせる結論を、結果を得るという方法としては、法的な問題、地方自治法上の問題も含めて、しっかりと顧問弁護士等の意見もお聞きしながらそれを参考にし、そして会計検査院の関係も独立した機関でございますし、実際会計検査院、本年中に来ると我々が想定しておりますのは、問い合わせが来ている事実がございますので、そういう会計検査院の本年中の実施が想定されるというふうにお答えを申し上げているわけでございますので、そのことが客観性とか徹底した検証といった部分にも資するのではないかという視点で、決して論理のすりかえとかということではなくて、決議に忠実に県民への説明責任を果たせる結果を得るための方策として、どのようなことを考慮した上で対応すべきかということを慎重に検討した結果でございます。そういうことを御理解いただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 では、なかなか理解できないので、ちょっと質問を変えます。

決議があつてから今回の6月議会に至るまで、何らかの議会に対する皆様方のアナウンスというものがあつてしかるべきだと思ったのですが、10日前議運で我が会派の工藤勝博委員から、業を煮やしてどうなっているのだというところから、この問題は再度惹起されました。この間いろいろ庁議等で打ち合わせをしたと言うのですが、議会に対してどのような対応をしてきたかというのは、あえてあなた方から積極的に私たちにこういう方向で考えているというのを言うのが筋ではないかと思うのですが、我々が言わなかったら恐らくこのまま静かにして、そういうつもりだったのではないかというふうに勘ぐらざるを得ないのです。本会議での答弁にもありましたが、具体的にどのような形で、そして何回庁議等でこの決議に対して対応をしてきたのか、具体的に示していただきたいと思えます。

○菅原副部長兼商工企画室長 決議をいただきましてから4月になりまして、先ほど部長が申しましたような法的な問題を検討する必要があるのではないかとということで、4月に顧問弁護士に相談したところでございます。その後、関係者の公判でありますとか口頭弁論、それから再逮捕、追起訴、そういったようなものが繰り返されるといったような状況

変化がございましたので、改めてのこれらの動きを踏まえた上で、さらに顧問弁護士に意見をいただいたものでございます。6月に入りましてから、その顧問弁護士の大体の意見がまとまりつつあるということで、それに基づいて庁内でいろいろと検討を進めまして、その結果、議員の皆様を初め、公表するというようなことで最終的な意見の取りまとめを顧問弁護士のほうに要請しました。その結果を受けて、今回大変遅くなって恐縮ですが、一般質問前までに間に合うようにということで公表させていただいたものでございます。

○飯澤匡委員 何だかおかしくないですか、それ。決議があったら少なくとも4月中にはできるのではないですか。だって、この間、そして我々に情報提供という形であった、これも問題ですけども、それは県の考え方が一切示されないで、顧問弁護士はこういう考え方ですよということだけです、内容は。では、あなたたちがもんだのは、議会で我々が質問しない限り出てこなかったということではないですか。全然真剣にやっていると私は思いませんが、何か反論することありますか。

○橋本商工労働観光部長 反論ということではございませんけれども、事実経過として先ほど副部長が答弁したとおりのいきさつ、経緯がございまして、私どもといたしましても6月定例会には間に合うように顧問弁護士のほうの意見を踏まえた上で、それを踏まえて早急に県としての対応案、方向性を固めたいということで進めておりましたけれども、さまざまな裁判関係の状況が刻一刻と変化をしている中で、最終的な顧問弁護士からの意見をいただくタイミングが遅くなり、それを受けた後に県として対応を検討すると同時に、県議会の議員の皆様方に対して速やかにまずはお知らせをしたい。その上で、議会での質問等にお答えする形の中で対応の方向性等についてお答えをさせていただきたいというのが率直なところでございます。

○飯澤匡委員 やっぱりこれまでの経緯、それから情報の出し方、これについては納得しがたい部分がございます。

それから、裁判の行方といったって、事実がどんどん、どんどん明らかになっているだけで、大きな方向転換になっているような事実というのは出てこなかったわけではないですか。それは、ちょっとかなり苦しいと思います。恐らく公判の中でいろんな事実も明らかになると思うけれども、私たちは大雪りばあねっと。がどれだけのお金を浪費したかというの、これはもちろん大事だけれども、補助事業者として県が、そして山田町との検証委員会の内容が全く違うわけだから、そしてあなた方がやった内容についてもお手盛りでやっているのではないですかという指摘に対して、私の個人的な意見を申し上げれば、森のトレー事案のように他の部局が本当に客観性を持って、この補助事業の姿として適切だったのかどうかということで本当に事足りると思っていますよ。だけれども、あなた方は抗弁して、これで済んだのだと、そして純粹に物言えないような環境であってもそれでよかったのだと、そういう言い方をすれば我々は決議をしたのであって、より客観性を持ってその刑事事件ともっと高度なものを求めているというのは、議会は決してそうではないわけですし、そういうふうな判断をするのであったら閉会中の委員会だって我々との

やりとりの中でこういう状況であるとかしっかりと報告する、私はあなた方に義務もあったと思うし、こんなどん詰まりになって顧問弁護士のコメントが出なかったというのは、これはちょっと言いわけに過ぎないのではないかと思います。そう思われても仕方ないと思います。

あわせて一般質問に答える形と言うけれども、本来であれば議会運営委員会で県の考え方についても総務部長はしっかりと示すというふうに言ったはずです。けれども、出てきたのはあなた方の部局からの情報提供、これは議会事務局の手落ちでもあったけれども、顧問弁護士のコメントだけ、これではどうにもならないのではないですか。私は、庁内全体で、あなた方も大変だと思うけれども、庁内全体でのこの問題に対する、いわゆるガバナンスというのが全くきいていないと思うのです。今回、知事が主に答弁をしましたが、その内容についても知事自身が本当に関心があつてこの問題に対して真っ正面からぶつかっているとは思えない。したがって、議会としてはこのような状況をこのまま、はい、わかりましたとは恐らくいかないと思います。今の答弁聞いても、私はなかなか理解できないし、納得できない。このことを踏まえて、もうちょっと県民目線で大雪りばあねっと。の問題、そしてD I Oジャパンの問題についても、被災地がそこにあつて苦しんでいる人があつて、そこのために国が考えているメニューの中でどれだけ県が広域的にどういう仕事できるのかということなのでしょう、求められているのは。そこで瑕疵があつて、これからの教訓、どうやって次の段階に、同じような事案があつたときに対処していくかという、その教訓をどうやって生かすということだから、その主眼に合った対策をとればいいだけではないですか、違いますか。余りにも私は論理が飛躍して、あなた方のロジックにはとても今の状況ではついていけないです。部長、どうでしょうか。

○橋本商工労働観光部長 一連の議員の皆様方に対する情報提供のあり方としては、配慮に欠けた面があつたということは率直に感じておりました、その点についてはおわびを申し上げます。今後は、できる限りこういう事案の重みに鑑みまして、適時適切に議員の皆様方への情報提供については丁寧に配慮しながら対処してまいりたいと思っております。

それから、いろんな検証の決議の部分でございますけれども、昨年12月に立ち上げた検証報告書に基づくところのさまざまな仕組みづくりにつきましては、総務部を初め当部といたしましてもそれぞれ通知を出す中で体制の整備をし、留意事項についても周知徹底をしてきているところでございますので、その部分については検証報告書の出された提言、意見等も常に取り入れながら対応してきているということについては、御承知をいただきますようよろしくお願いいたします。

○斉藤信委員 私は、まず前向きな話から。本会議で高橋昌造議員の質問に答えて、知事が中小企業振興条例の制定に向けて検討を進めると、これ大ヒットの答弁だつたと思うのですけれども、これは前向きの答弁だと私は思います。どういう形で中小企業振興条例の制定を検討して実らせるのかということをまず第1点。

あと第2点は、公契約条例の制定は来年2月の定例県議会に提案したいというのが2月の知事答弁でありました。もう1年もないという、かなり私は切迫した状況だと思うのです。だから、来年2月の定例県議会に向けて今どういう検討をしているのか、今後のスケジュールはどうか、どういう形で条例案をまとめていくのか。私は、労働者側と経営者側の間にかなり認識の違いがありますから、一つのテーブルで何度も協議をしながら共通認識を築いていくという作業が特別に大事だと思うのです。行政側が頭で考えるのではなくて、やっぱり現場の実態、実感に合わせて、関係者の共通認識をつくりながらその条例案を検討していく必要があるのではないかと。そこに公契約条例に通じた学識経験者なり専門家も入れてやるような取り組みをぜひやっていただきたいと思うが、これが第2点。

第3点は、ちょっと震災復興にかかわって、私は雇用状況だけお聞きしたい、きょうは。私がこの間調査したところでは、有効求人倍率、今回は震災後最高です。しかし、被災地は、建設関係では確かに一千数百名の雇用が震災前と比べてふえています。製造業、食料品製造業は、同じぐらい震災前と比べて減っているのです。そういう意味でいけば、復興で何十億という事業が行われているから、その分の雇用は確実にふえます。しかし、これは5年、6年たったらなくなる雇用ですから、私、今本当に地場産業がどう力をつけるのか、この点がすごく大事だと思うけれども、直近の被災地におけるそういう雇用状況はどうなっているか、それに対して県はどう取り組もうとしているか。1,300人の瓦れき処理の方々は3月末でなくなりました。緊急雇用事業も前年と比べて1,300人減っていますから、こうした方々の安定した雇用もどうなっているか、まずお聞きをしたい。

○山村経営支援課総括課長 中小企業の振興に関する条例についてでございます。条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えております。まず、企業や関係団体、支援機関、金融機関、大学など関係者からまず広くヒアリング等をして意見をお聞きしたいと思えます。また、他県の先行事例もございますので、事例調査、あるいは現地に伺いまして事情をお聞きする。また、国のほうでも小規模企業基本法が制定されております。このような状況も調べながら勉強してまいりたいと考えております。

○千田労働課長 公契約条例の成案づくりの進め方についてでございますけれども、委員から御提案のありました、労使が同じテーブルに着いて議論を重ねていくようなワーキンググループスタイルも一つの手法かと考えます。ただ、昨年度、使用者団体の座談会で御意見を伺いまして、今年度に入りましてからももう一回回ったのですけれども、またそれとは別に県内の経済団体5団体ほど、個別に参上しましていろいろ御意見を伺ったところでございますが、そのときのやりとりですとか感触を伺いますと、今直ちに同じテーブルに着きまして議論を深めるといいますか、忌憚なく意見交換するというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。今考えてございますのは、労使関係者や市町村職員の方々などを対象にフォーラムを開けないかなということを考えてございまして、いずれどのような形、方法をとるか、いろいろあるわけでございますけれども、労使が忌憚なく意見交換を行う場の設営も含めまして、さまざまな方法を模索しながら、非常に厳し

いスケジュールではございますが、成案づくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 瓦れき処理の関係でございますが、瓦れき処理の関係は、平成 25 年度で事業終了しまして、終了時点では 390 人の方が瓦れき処理の終了で仕事を失ったというふうな形でございます。その後岩手労働局の調べでは、その 390 人のうち 138 名の方が就職できているという状況でございます。就職の内容は、傾向としまして、前の職場と同じような職場を求めるという傾向がございます。建設業、製造業に行った方は 3 割というふうな分析がなされております。また緊急雇用についてはやはり一時的な仕事の創出ということで、基本的には民間の企業において安定的な職場で雇用されるというのが望まれているわけですが、これにつきましては、まず職場のマッチングの機会を地道ながらも続けていく、あるいは職場見学会を続けていく。委員御指摘のとおり、例えば水産加工業というのは地域資源であり、かつ大切な産業でございます。食料品製造業は、大切な産業でございますが、従業員数が減っているというのが、現実でございますので、そういった食料品製造業につきまして理解を深めていく取り組みとしてマッチング、あるいは職場見学会を地道に、一つ一つ重ねながら今後の安定的な雇用に結びつけていきたいというふうに考えています。

○斉藤信委員 ちょっとリアリズムに欠けてしまう答弁だけれども、公契約条例については 10 月末ぐらいまでには条例の原案をまとめてパブリックコメントをしたいと、こういう形でやっているわけですね。だから、かなり私は迫った状況の中で、やっぱりつくったけれども、魂が入らなかったというのではなくて、条例に基づいて取り組む建設業者なり労働者も、これを活用したいというような気持ちじゃなかったら、これ条例を制定する意味がないのですよ。だから、そういう意味でタイトな日程なのだけれども、安倍内閣でさえあんなひどいやつを十何回も密室協議をやったのだけれども、あれに負けないぐらいの協議を、いいことだからしっかり協議はやっていただきたい。

それと、雇用の問題で、瓦れき処理は平成 25 年度全体で 1,300 人減っているのです。3 月末は 390 人かもしれないけれども、大体 1,300 という数が平成 25 年度まで継続されていたのは事実だから、390 というだけにしないで、1,300、あそこで働いていた人たちがどうなったかということを見ていかなければだめだし、建設関係でどのぐらい震災前と比べて求人がふえて、被雇用者、被保険者数ですよ、そして食産業ではどうなのかと、私はリアリズムでちょっと聞いたのだよね。曖昧な答えではなくて、きちっと答えるというふうにしてください。

続いて、最後です。私も山田町の NPO の問題を最後にお聞きしたい。知事が答弁をしたわけです、本会議で。これについては、議会の決議を踏まえてさらなる検証は必要だという認識で答えたのか、どうなのかということを私はまず聞きたいのです。理由は、顧問弁護士の意見です。徹底した検証が公的にどこまで可能かについて顧問弁護士に相談したと。その結果、強制力を持って調査を行うことは難しいと考えられる。係争中の事案を同

時並行に調査することは差し控えるのが通常という顧問弁護士の回答があったから見守りたいと、こういうことでしょうか。いわばあの決議を踏まえて再検証は必要だと、徹底した検証は必要だという認識なのだけれども、今の裁判や会計検査院の検査もあるので、それを見守りたいということなのか、それともそれを理由にやりたくないということなのか、そこをはっきり教えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 雇用の実態について、数字で御説明申し上げます。

雇用保険の被保険者数の状況でいいますと、まず沿岸地域では震災前に比べまして、5月の状況ですが、人口が2万4,000人減っている中で、被保険者数については沿岸地域では1,619人ふえているという状況がございまして、人口の減少の中で労働している人、勤務につかれています方はふえているという状況でございます。ただ、雇用者数はふえておりますが、その中では食料品製造業は逆に1,622人減っているということでございますので、やっぱり震災前に比べて食料品製造業の人手不足、雇用の確保はできていないという状況だと認識しております。

○橋本商工労働観光部長 知事は、一般質問に対する答弁の中で、この決議については議会の御意思として真摯に受けとめておりますという旨答えをしておりますので、そのとおり受けとめていただきたいというふうに思っております。ただそういう中であって、先ほど来質疑が交わされているような事情もございましてからというふうに認識をしているところでございます。

○斉藤信委員 それで、県議会の決議が求めたものは何かと、飯澤委員も繰り返しこの問題を取り上げたのだけれども、6億7,000万円の不正支出を認定したわけですから、その上に立って、この6億7,000万円という返還を求めた不正支出にかかわって、県の関与はどうだったのかと、この検証が不十分というのがあの決議ですよ。事件の全容を解明しようなんて求めていないのです。6億7,000万円というのは、恐らく会計検査院でも動かないと思います、これは。問題は6億7,000万円もの返還を求めざるを得なかったこの事業において、県はどう関与したのか、しなかったのかということなのです。県は、どういう責任があったのかという点で、あの検証報告書は私は議会の中で具体的な問題を指摘しました。御蔵の湯の問題にしても、完了検査の問題にしても、やるべきチェックをやっていなかったのではないかと、それを認めたから問題が拡大したのではないかと。ところが、検証結果の報告書は、もっと立ち入ってやればよかったみたいな、こういう報告なのです。それで逃げているわけですから。それが事業部局がやった検証報告の限界だと。私は、事業を担当したところが検証すること自身にやっぱり無理があったのだと思います。だから、せめて森のトレー並みに他部局の目で、そこに第三者も入れて検証すべきだったのではないかと。県の関与、責任の究明が余りにも不十分というのがあの決議です。今刑事裁判やっているのは何かというと、いわば緊急雇用事業の税金が具体的にどのように横領されたかという、これが裁判なのです。今たかだか5,000万円にならないのですよ、裁判で問われているのは。我々は6億7,000万円の不正支出にどう県はかかわった

か、どういう責任があったかというのを求めているのです。横領事件の究明なんか求めている。だから、そういう意味で、そこを私は、弁護士に聞いたから、弁護士は裁判とのかかわりで考えたかもしれないけれども、これは考え過ぎです。やっぱり不十分だったと自覚するのであれば、私はこの間も調査そのものはそれなりに調査されたと思うけれども、結論の導き出し方が担当部局にいいような結論になっていると、そこが大問題だと思っているのです。問われるべき課題は、それなりに提起をされたのです。問われるべき課題は。それについての県の責任、これが極めて曖昧なものになったと、私はそう思うのです。だから、決議を真摯に受けとめるというのであれば、我々は法的責任の追及とか、法的な強制力を持った調査を求めているわけではないのです。議会で指摘をされたその問題について、県がどういう関与と責任があったのかということをもっときちんとやるべきだと、県議会の多数がそのことを指摘したわけです。県議会の理解を得られなかった、あの検証報告書は。私はそういう意味で、こういう形で顧問弁護士を使って逃げるのではなくて、県議会決議を受けとめて、できる範囲でやればいいのです。そういうことをきちんとやりやるべきではないですか。

○橋本商工労働観光部長 決議に対する対応については、先ほど来御答弁申し上げているとおりの真摯に受けとめておりますので、これがしっかりと県民の皆様方に説明責任を果たせるような結果を得るような方法で、どのような法的な問題等も含めて可能なのかどうかを慎重にそこを検討、見きわめながら、対応について検討してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 これで終わります。ぜひ、県議会がああいう決議を上げて、議会では知事が答弁したけれども、県議会の意向をしっかりとあなた方が受けとめて、あの趣旨に沿うような対応というのは私はないわけにいかないと思います。県議会の意向を正確に受けとめて、やっぱり必要な対応をとると、決議については、そのことを最後求めて終わります。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回、及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目については、平成27年度県立学校の編成についてといたしたいと思います。

○高橋元委員長 また次々回、9月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、中小企業振興の方向性について、及び近年の取扱い労働争議件数等の動向についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 私は、公契約条例もああいうふうに切迫した議論をしている中で、議会の議論も反映させる必要があるのではないかと思うけれども。中小企業の振興対策と公契約

条例も入れてもらえれば。

○高元委員長 ただいまの意見も踏まえて調整したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてを議題といたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査であります、お手元に配付しております平成26年度商工文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 要望があります。9月の調査はぜひ復興にかかわって、産業再生の状況とか、教育の復興課題、子供のケアの問題など、そういうテーマをぜひ検討していただきたい。

○高橋元委員長 いずれも被災地と。

○斉藤信委員 ええ、被災地関連でいかがかと。

○高橋元委員長 それでは、ただいまの御意見も含めて当職に御一任願います。

それでは、先ほどの当委員会の7月の県内・東北ブロック調査であります、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議がなしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加を願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会といたします。